

岩木山火山避難計画

平成31年3月
岩木山火山防災協議会

目次

1 計画の基本的事項		
1.1 避難計画の作成趣旨	…	1
(1) 計画の目的	…	1
(2) 計画の位置付け	…	1
1.2 火山現象と影響範囲に関する想定	…	2
(1) 岩木山の概況	…	2
(2) 監視観測体制等	…	4
(3) 火山現象と影響範囲	…	5
1.3 避難計画の基本的事項	…	14
(1) 火山周辺規制及び入山規制の範囲	…	14
(2) 噴火警戒レベルに応じた避難対象地区	…	15
2 事前対策	…	17
2.1 防災体制の構築	…	17
(1) 岩木山火山防災協議会	…	17
(2) 県及び市町村等の防災体制	…	18
(3) 協議会の構成機関の役割	…	19
(4) 広域一時滞在の体制構築	…	20
2.2 情報伝達体制の構築	…	21
(1) 火山に関する予報・警報・情報	…	21
(2) 協議会の構成機関における情報伝達・共有	…	22
(3) 登山者、住民等への情報伝達と手段	…	22
(4) 異常現象等の報告等	…	23
2.3 避難のための事前対策	…	24
(1) 噴火警戒レベルと避難勧告等の発令基準	…	24
(2) 指定緊急避難場所	…	25
(3) 指定避難所	…	25
(4) 避難対象地区に対する指定避難所の割当・避難経路	…	27
(5) 避難手段の確保	…	31
(6) 避難に際し住民のとるべき行動	…	32
(7) 観光客等の避難対策	…	33
2.4 救助体制の構築	…	33
(1) 救助に関する情報共有体制	…	33
(2) 救助に関する資機材等	…	33
(3) 医療体制	…	34
2.5 避難促進施設	…	36
2.6 合同会議	…	37
3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）	…	38
3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応	…	38
(1) 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合	…	38

(2) 噴火警戒レベル2の場合	...	40
(3) 噴火警戒レベル3の場合	...	45
(4) 噴火警戒レベル4の場合	...	50
(5) 噴火警戒レベル5の場合	...	57
3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応		
	...	65
○突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）	...	65
3.3 広域避難	...	68
(1) 広域避難の判断・実施	...	68
(2) 避難手段の確保	...	68
(3) 避難先の受入準備	...	68
3.4 救助活動	...	68
(1) 救助活動の体制	...	68
(2) 住民等の救助活動	...	70
(3) 登山者等の救助活動	...	70
(4) 医療活動	...	71
3.5 災害対策基本法に基づく警戒区域	...	71
3.6 報道機関への対応	...	71
4 緊急フェーズ後の対応	...	73
4.1 土砂災害への対応	...	73
4.2 避難の長期化に備えた対策	...	73
4.3 風評被害対策	...	73
4.4 避難勧告等の解除、一時立入等の対応	...	73
(1) 避難勧告等の解除について	...	73
(2) 規制範囲の縮小又は解除	...	74
(3) 一時立入について	...	74
5 平常時からの防災啓発と訓練	...	75
5.1 防災啓発と学校での防災教育	...	75
(1) 住民・登山者等への防災啓発	...	75
(2) 学校での防災教育	...	75
5.2 防災訓練	...	75

1 計画の基本的事項

1.1 避難計画の作成趣旨

(1) 計画の目的

噴火に伴う火山現象は多様であるが、岩木山が噴火した場合、居住地域に影響が及ぶ火山現象は特に、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、大きな噴石及び降灰である。特に火砕流については、現象が生じてから短時間で居住地域に影響が及び、生命に対する危険性が高い。従って、現象が発生する前からの各種規制、及び避難準備・避難等が極めて重要である。

また、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでの時間を見積もることは難しい。このため、混乱なく迅速な避難を実施するためには、噴火警戒レベル毎の対応や、突発的な噴火に備えた避難計画をあらかじめ具体的に定めておくことが重要である。

なお、突発的な噴火の際は、避難準備・高齢者等避難開始から避難指示（緊急）などの段階的な避難情報を発令することができず、また発令後の十分な避難時間を確保できない可能性が高い。このような場合、住民等は、直ちに地区内の河川沿いや渓流等から離れた場所、あるいは近隣の高層かつ堅牢な建物等に緊急退避し、自らの安全を第一に確保することが必要である。

本計画は、岩木山において火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、噴石及び降灰が発生し、又は発生が想定される状況が噴火警戒レベルに応じて高まった場合の対応を避難計画として整理したものである。

(協議会には、青森県、弘前市、鱒ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町の自治体が参画しているが、警戒範囲が及ぶのは弘前市、鱒ヶ沢町であるため、主に青森県、弘前市、鱒ヶ沢町の対応を中心に記載する。)

(2) 計画の位置付け

当該避難計画以外の防災対策については、岩木山火山防災協議会及び各関係機関の地域防災計画または防災業務計画等で定めている対応を行う。

本計画は、噴火警戒レベル1～5が発表された場合を対象とする。

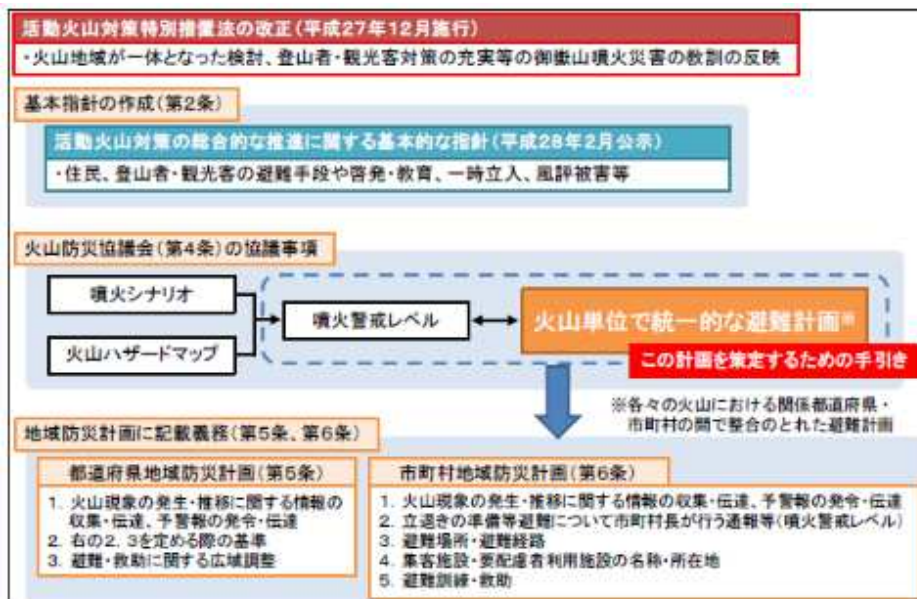


図 1-1 火山避難計画と他の防災計画等との関係について

1.2 火山現象と影響範囲に関する想定

(1) 岩木山の概況

岩木山（標高 1625m）は、津軽平野の南西にそびえる独立峰であり、弘前市、鱒ヶ沢町、西目屋村の 1 市 1 町 1 村にまたがる。津軽藩の古文書には、江戸時代に数回噴火したことが記録されている。記録に残る最も新しい噴火は約 150 年前の 1863（文久 3）年に発生しており、この噴火以降の火山活動は、群発地震や噴気などにとどまり、噴火は確認されていない。

岩木山は広い範囲が津軽国定公園に指定されており、山頂付近（8 合目：標高 1247m より上）は自然公園法による特別保護区に指定されている。8 合目までは岩木山スカイラインにより自動車の利用が可能であり、そこから 9 合目（標高 1470m）まではリフトが整備されている。毎年およそ 1 万 5 千人の観光入込客数を記録している。

近年では火山活動に特段の変化は認められていないものの、山腹斜面からは大雨による土石流が 1975（昭和 50）年および 2013（平成 25）年に発生している。特に、1975（昭和 50）年に南麓の 6 渓流で発生した土石流による被害は甚大であり、人家全壊、農地浸水等のほか、蔵助沢（百沢地区）では死者 22 名、重軽傷 31 名の大災害となった。

岩木山は安山岩の成層火山であり、主成層火山は緩傾斜の裾野と急峻な山体上部とからなる。頂上部に直径 800m の破壊された火口があり、それを埋めて現在の岩木山山頂など 2 個の溶岩ドームを生じた。西・南麓に 3 個の側火山があり、山頂部や山腹斜面に多数の爆裂火口がある。山頂北東側の赤倉沢の馬蹄形火口は大規模な山体崩壊の跡で、北東山麓の岩屑なだれ堆積物には多数の流れ山地形がある。有史以降の噴火は水蒸気噴火。泥流を生じやすい。北東約 10 km の一帯でしばしば地震群発。構成岩石の SiO₂ 量は 54.9～63.7 wt.% である。

[日本活火山総覧（第 4 版）]（内容一部修正）

表 1-1 岩木山噴火活動史 [日本活火山総覧 (第 4 版)]

・過去 1 万年間の噴火活動

1600 年以前については噴火を網羅しきれておらず、歴史時代以前の活動については不明な点が多いが、山頂を構成する溶岩ドームは 1 万年より新しいと考えられる。

噴火年代	噴火場所	噴火様式	主な現象・マグマ噴出量
10ka ^{4,6}	鳥海山 ⁶	マグマ噴火 ⁶	溶岩ドーム。
6ka ³		マグマ噴火 ³	火砕物降下。
6ka? ^{3,6}	岩木山山頂部 ⁶	マグマ噴火 ⁶	溶岩ドーム。
3ka ³		マグマ噴火 ³	火砕物降下。
3ka? ^{3,6}	岩木山山頂部 ⁶	マグマ噴火 ⁶	溶岩ドーム。
3ka? ^{3,6}	岩木山山頂部 ⁶	マグマ噴火 ⁶	溶岩ドーム。
3←→2ka ^{3,6}	鳥ノ海火口付近 ⁶	マグマ噴火 ⁶	溶岩ドーム。

・有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す)

年代	現象	活動経過・被害状況等
1571(元亀 2)年 ^{2,7}	火山活動? ^{2,7}	2月15～17日。発光 ^{2,7} 。
▲1600(慶長 5)年 ^{1,2,7}	中規模:水蒸気噴火、(泥流発火、(泥流生) ^{1,2,7}	2月22日、7月23日。火砕物降下、泥流。噴火場所は鳥の海火口 ^{1,2,7} 。2月22日火砕物降下、泥流。鳥の海火口爆発、噴石砂。地震、降灰。7月23日火砕物降下、泥流。地震、降灰。(VEI3) ⁵
1605(慶長 10)年 ^{2,7}	火山活動? ^{2,7}	4月10日。発光 ^{2,7} 。
▲1618(元和 4)年 ^{1,2,7}	水蒸気噴火? ^{1,2,7}	1月31日。火砕物降下。降灰。
1672(寛文 12)年 ^{2,7}	地震 ^{2,7}	6月27日、7月28日。地震による山崩れ ^{2,7} 。
1686(貞享 3)年 ^{2,7}	火山活動? ^{2,7}	3月23日。発光 ^{2,7} 。
1770(明和 7)年 ^{2,7}	火山活動? ^{2,7}	2月3日。鳴動、発光 ^{2,7} 。
▲1782～83(天明 2～3)年 ^{1,2,7}	水蒸気噴火 ^{1,2,7}	11月～6月。火砕物降下。噴火場所は鳥海山頂部火口列 ^{1,2,7} 。鳴動、噴石砂、新火口生成。
▲1845(弘化 2)年 ^{1,2,7}	水蒸気噴火? ^{1,7}	4月4日。噴煙、硫黄噴出。噴火場所は鳥の海火口? ^{1,2}
▲1863(文久 3)年 ^{1,7}	小規模:水蒸気噴火 ^{1,7}	3月23日。火砕物降下。噴石。(VEI1) ⁵
1970(昭和 45)年 ⁸	地震・温泉異常、噴気 ⁸	1月9日。鶴田町付近 M4.6。岳温泉で温度上昇、立木の一部枯死 ⁸ 。
1972～73(昭和 47～48)年 ^{9,10,11}	地震 ^{9,10,11}	11月5日～8月。北東麓、最大 M4.1 ^{9,10,11} 。
1976(昭和 51)年 ¹²	地震 ¹²	10月6日。山麓の岳温泉で 13:00 頃地鳴り ¹² 。
1977(昭和 52)年 ¹³	地震 ¹³	7月10日。6:30 から約 30 分間東山麓で地鳴りを伴う地震群発、有感地震の最多地域は岩木山の東約 7km の弘前市裾野。最大震度は 3～4。最大 M4.4 ¹³ 。
1978(昭和 53)年 ¹⁴	噴気 ¹⁴	5月6日。赤倉沢で活発な噴気活動を発見 ¹⁴ 。
1985(昭和 60)年 ¹⁵	地震 ¹⁵	11月。北東山麓で地震多発、最大 M3.6 ¹⁵ 。
1986(昭和 61)年 ¹²	地震 ¹²	3月2日。南西山麓で地震多発、最大 M4.5 ¹² 。

(2) 監視観測体制等

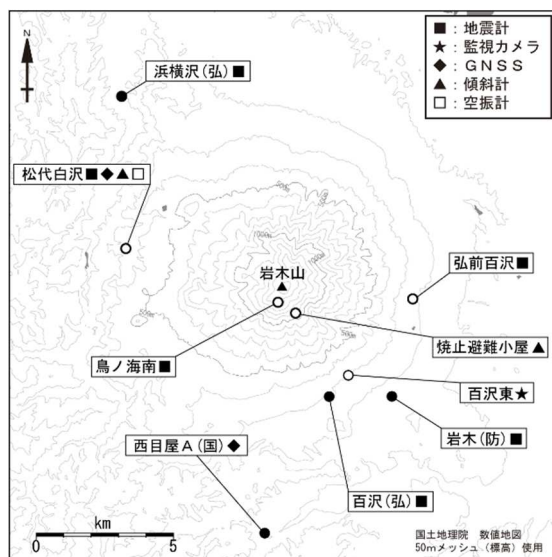
ア 気象庁や大学等による観測体制

岩木山の火山活動については、噴火の前兆を捉えて噴火警報等を適確に発表するために、気象庁が地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の火山観測施設を整備し、関係機関（弘前大学や国土地理院）からのデータ提供も受け、仙台管区气象台に設置された「地域火山監視・警報センター」において、火山活動を 24 時間体制で常時観測・監視している。

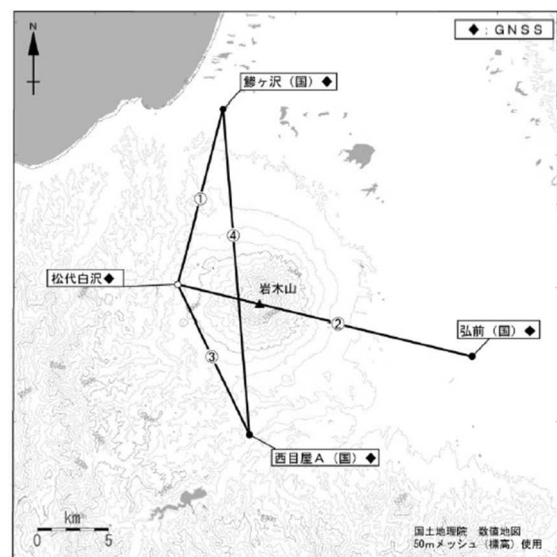
また、同センターの「火山機動観測班」が、現地に出向いて計画的に調査観測を行い、火山活動に高まりが見られた場合には、必要に応じて現象をより詳細に把握するために機動的に観測体制を強化する。

これらの観測・監視の成果を用いて火山活動の評価を行い、居住地域や火口周辺に危険を及ぼすような噴火の発生や拡大が予想された場合には「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報を発表する。

岩木山 観測点配置図



岩木山 GNSS 観測点配置図



小さな白丸 (○) は気象庁、小さな黒丸 (●) は気象庁以外の機関の観測点位置
 (弘) : 弘前大学、(国) : 国土地理院、(防) : 防災科学技術研究所

図 1 - 2 岩木山観測点配置図（気象庁火山活動解説資料より）

(3) 火山現象と影響範囲

ア 火山現象

火山現象のうち、避難までの時間的猶予がほとんどない現象で防災対策上重要度の高いものとして、大きな噴石、火砕流と融雪型火山泥流がある。

表 1-2 岩木山で想定される火山現象

想定される主な現象	火山現象等の特徴
大きな噴石	<p>爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる直径約 20～30 cm 以上の大きな岩石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺の概ね 2～4 km 以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生しており、噴火警報等を活用した事前の入山規制や避難が必要。</p>
小さな噴石・火山灰（降灰）	<p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径 2mm 以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径 2mm 以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から 10 km 以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数十 km から数百 km 以上運ばれて広域に降下・堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。</p>
溶岩流(溶岩ドーム)	<p>マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下る現象のこと。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的ゆっくり流れるので歩行による避難が可能な場合もある。</p>
火砕流	<p>火砕流は岩片、火山灰、火山ガス及び空気が混ざった熱い流れで、地表に沿って高速で流れ下る現象のこと。場合によってはその速度が 100 km/h を超えることもあるため、発生を確認してから避難を開始しても間に合わない可能性が高い。数百℃と高温なため、巻き込まれた場合に生命の危険が生じる。また、火災の恐れもある。</p>
火砕サージ	<p>火砕サージは火砕流の一種で、火山ガスを主体とする希薄な流れのこと。流動性が高く高速で流れ下るという点では変わらない。水蒸気噴火で発生する火砕サージはマグマ噴火で発生する火砕流と比べて温度が低いが、100℃近くになることもありうる。</p>

融雪型火山泥流	噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。
火口噴出型泥流	噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火口噴出型火山泥流（熱泥流）という。
降灰後の降雨による土石流	火山噴火により噴出された岩石や火山灰と多量の雨水が混合して流れ下る現象のこと。火山噴出物が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがあり、これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。
火山ガス	火山活動により地表に噴出する高温のガスのこと。火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している（八甲田山では平成9年及び平成22年に死亡事故発生）。
その他の現象	<p>空振：噴火などによって周囲の空気が振動して衝撃波となって大気中に伝播する現象のこと。爆発的な噴火では、衝撃波が発生して空気中を伝わり、窓ガラスが割れたりすることがある。</p> <p>火山性地震：マグマの移動等に伴い発生する地震を火山性地震という。</p>

[気象庁HP 主な火山災害] (一部表現修正)

イ 対象となる火山現象の影響範囲

①水蒸気噴火の場合の想定影響範囲（警戒範囲）

大きな噴石：水蒸気噴火の想定火口域の縁から概ね500m以内の範囲（レベル2）

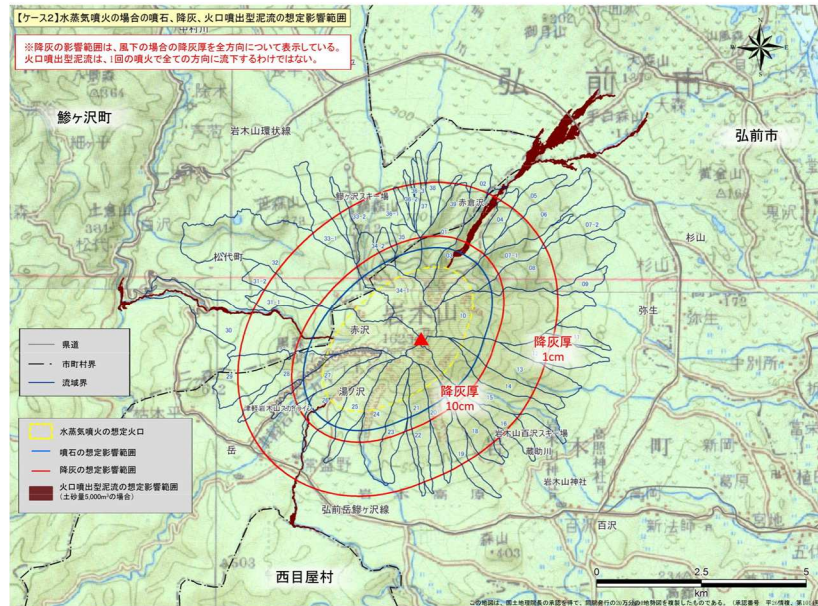


図 1-3 水蒸気噴火の場合の想定影響範囲 [地理院地図使用]

②マグマ噴火の場合の想定影響範囲（警戒範囲）

大きな噴石：鳥ノ海火口から概ね3.5km以内の範囲（レベル3、4、5）

火砕流・火砕サージ：鳥ノ海火口から概ね3.5km以内の範囲（レベル3）

鳥ノ海火口から概ね9.0km以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域（レベル4、5）

融雪型火山泥流：鳥ノ海火口から概ね3.5km以内の範囲（レベル3）

鳥ノ海火口から概ね9.0km以内の範囲及び岩木川源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域（レベル4、5）

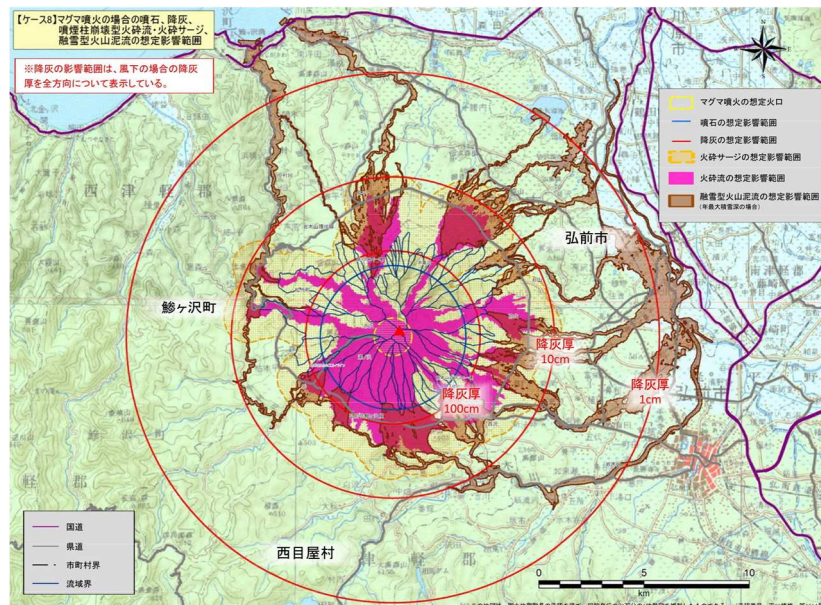


図 1-4 マグマ噴火の場合の想定影響範囲 [地理院地図使用]

ウ 噴火シナリオ

岩木山の噴火履歴などから、想定される噴火様式や火山活動の推移とそれに伴う現象を整理した。(図 1-6 参照)

①噴火様式

過去の活動実績に基づく岩木山の噴火の特徴により、噴火シナリオで想定する噴火様式は、下記のとおりとする。

- ・熱水活動の活発化に伴う水蒸気噴火 (小規模：数百年に 1 回発生)
- ・新たなマグマの上昇によるマグマ噴火 (中～大規模：数千年に 1 回発生)

②想定される火山現象

- ・水蒸気噴火 噴石、降灰、火口噴出型泥流、降灰後の降雨による土石流
- ・マグマ噴火 噴石、降灰、火口噴出型泥流、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流、降灰後の降雨による土石流

③想定火口

岩木山では北東－南西方向に延びる広い範囲に火口が分布しており、今後噴火が発生する地点を 1 点に決めることは難しいため、火口密度分布のほか、噴気孔や変質帯の分布を考慮し、下記のとおりとする。

- ・水蒸気噴火 火山ガス等が発生している範囲を含む楕円
- ・マグマ噴火 山頂付近の半径 900 m の円

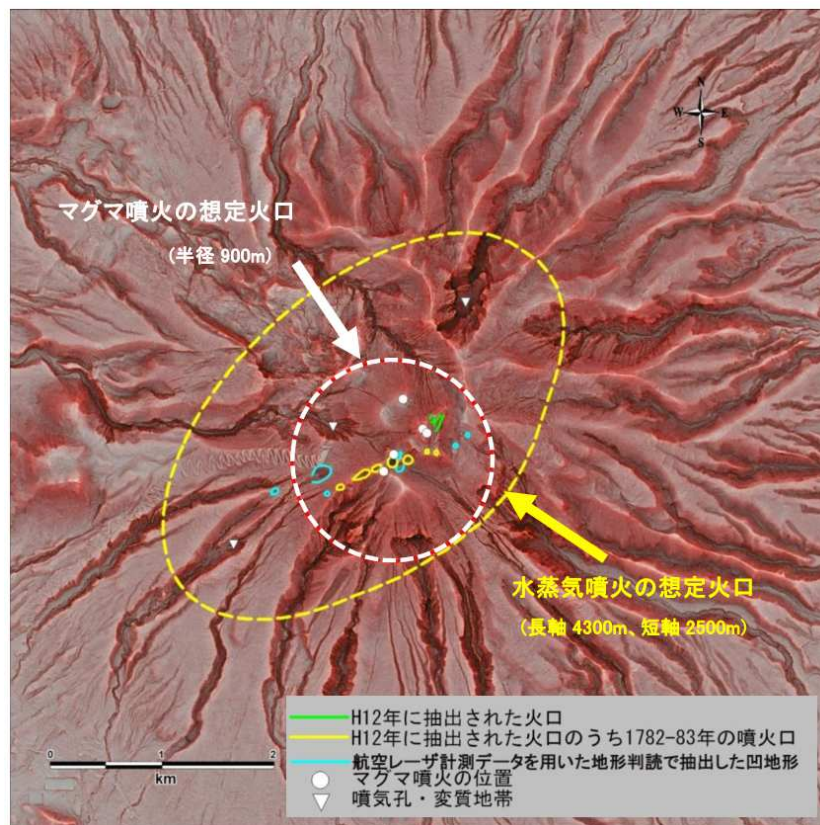


図 1 - 5 岩木山の想定火口

時間	静穏期	数ヶ月～数年程度	数日～数ヶ月	数日～数ヶ月	数ヶ月～数年程度	数年～十数年程度	静穏期
噴火活動の遷定	平常時 ●噴気孔数ヶ所 ●わずかに噴気が上がる程度 ◆地震発生わずか <凡例> → 火山活動が継続あるいは活発化 ← 火山活動が沈静化 ● 表面現象 ◆ 観測結果	火山活動の高まり ●噴気高さ100m以下 ●強い泥噴出 ●噴石の飛散なし ●火山性ガスの噴出・種物の枯死 ●火山性地震やや増加 ●GPSの変化なし	火山活動のさらなる高まり ●噴気活動活発化(高さ200～300m以下) ●泥の噴出 ●噴石の飛散なし ●火山性ガスの噴出 ●火口内で地中温度の上昇 ●小規模地震増加 ●火山性地震の発生 ●GPSの変化なし ●傾斜計に変化現れる ●全磁力観測で熱湯噴出現象	マグマ噴火の前兆湧泉 ●有感となる地震の発生(山体から離れた市街地でも) ●GPSに変化 ●傾斜計に顕著な変化 山頂部で水蒸気噴発 ●噴煙高さ100m以上 ●火口周辺に大きな噴石飛散 ●泥、熱湯、火山ガスなど噴出 ●半径数～10km程度の範囲に降灰 ●火口噴出型泥流の発生 ●火山性地震多発 ●噴火に伴う噴動発生	山頂部でマグマ噴火 ●噴煙高さ100m以上 ●火口周辺に大きな噴石飛散 ●半径数～10km程度の範囲に降灰 ●噴煙柱扇形型火砕流発生 ●噴火に伴う噴動発生 ●火山性地震多発 ●噴火に伴う噴動発生 【積雪期】 ●扇雪型火山泥流の発生	火山活動の低下 ●噴気活動低下 ●湧水、温泉水の温度低下、水量増加 ●地震回数減少 ●GPS変化なくなる ●全磁力観測で火口地下の荷重現象	平常時 ●噴気孔数ヶ所 ●わずかに噴気が上がる程度 ●噴気高さ100m以下 ◆地震発生わずか
	活動 噴火予報(案) 噴火警戒レベル(案)	静穏 噴火予報 レベル1(平常)	静穏 噴火予報 レベル1(平常)	活動の活発化 火口周辺警戒 レベル2 (火口周辺規制)	小規模噴火 火口周辺警戒 レベル3(入山規制)	大規模噴火 噴火警戒 レベル4(避難準備) 【積雪期】レベル5(避難)	活動終息 火口周辺警戒/噴火予報 状況により レベル切り替え
土砂移動の遷定				●北石流の発生(降雨時に繰り返し発生) ●火口噴出型泥流の発生 [火山性地震の規模が大きい場合] ●斜面崩壊・地すべりの発生 【積雪期】火山性地震の規模が大きい場合】 ●雪崩が発生	【積雪期】 ●融雪型火山泥流発生(火砕流到達域で発生)		
砂防部局の対策(参考)	平常時準備	緊急対策準備	緊急調査 緊急ハード対策 緊急ソフト対策	緊急調査 緊急ハード対策 緊急ソフト対策 ※安全な場所のみ実施	緊急調査 緊急ハード対策 緊急ソフト対策 ※安全な場所のみ実施	[災関・激甚など] ハード対策 ソフト対策	平常時準備
基本的な防災対策	規制なし	ガス噴出地点等の立入規制	山頂の規制	山頂・山麓の規制	山頂・山麓の立入規制 積雪期は河川両岸住民の避難	段階的に規制解除	規制なし

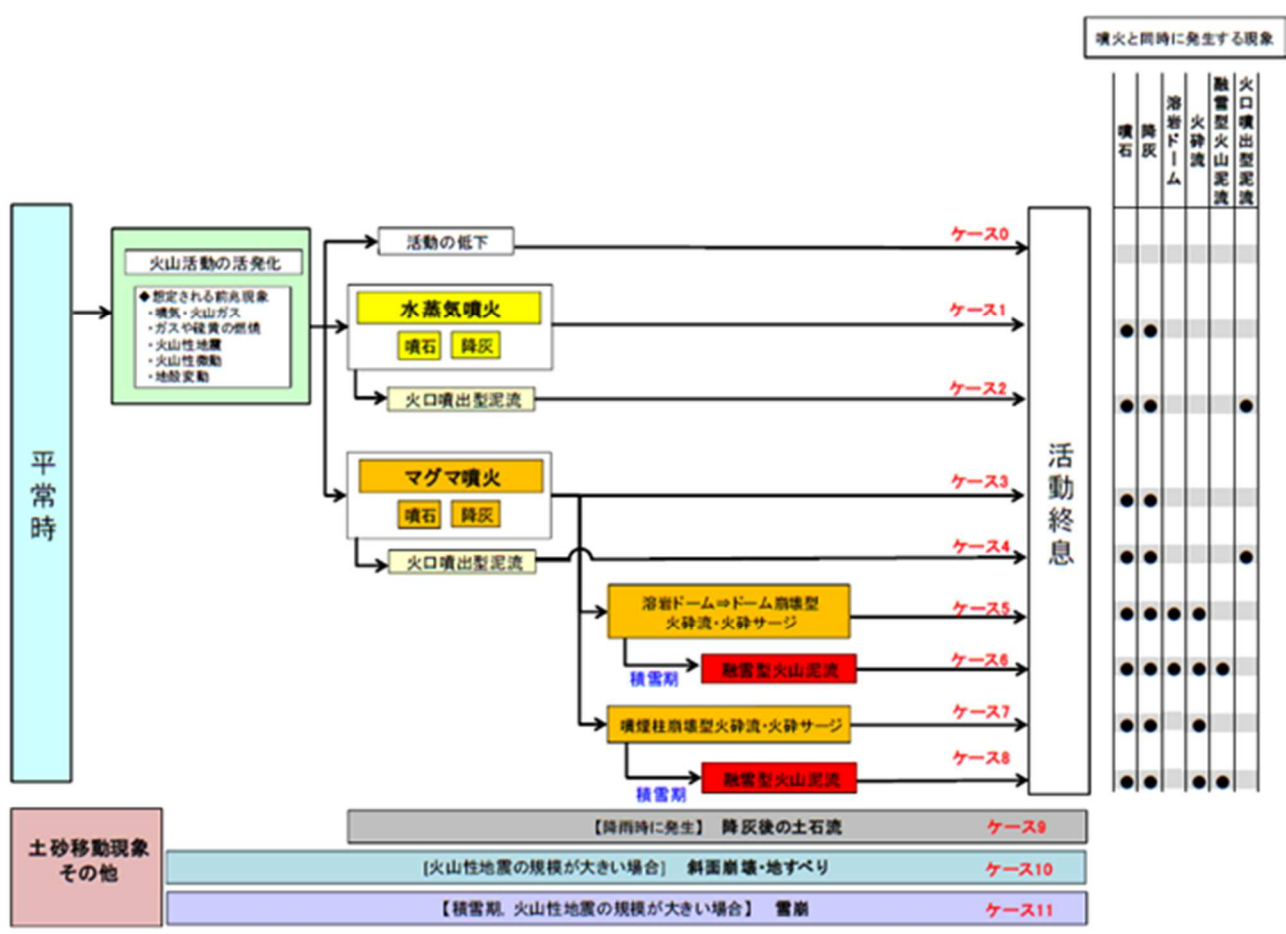


図 1-6 岩木山の噴火シナリオ

表 1-3 噴火シナリオのケース毎の想定現象

噴火シナリオのケース毎の想定現象

噴火シナリオのケース		想定現象	備考
-	ケース0 (噴火に至らないケース)	(火山活動の活発化)	噴火に至らないため影響範囲を想定しない
水蒸気噴火	ケース1 (水蒸気噴火)	噴石、降灰	-
	ケース2 (水蒸気噴火)	噴石、降灰、 火口噴出型泥流	
マグマ噴火	ケース3 (非積雪期のマグマ噴火)	噴石、降灰	-
	ケース4 (非積雪期のマグマ噴火)	噴石、降灰 火口噴出型泥流	-
	ケース5 (溶岩ドームを形成する 非積雪期のマグマ噴火)	噴石、降灰、溶岩ドーム、 ドーム崩壊型火砕流・火砕サー ジ	-
	ケース6 (溶岩ドームを形成する 積雪期のマグマ噴火)	噴石、降灰、溶岩ドーム、 ドーム崩壊型火砕流・火砕サー ジ、融雪型火山泥流	-
	ケース7 (溶岩ドームを形成しない 非積雪期のマグマ噴火)	噴石、降灰 噴煙柱崩壊型火砕流・火砕 サージ	-
	ケース8 (溶岩ドームを形成しない 積雪期のマグマ噴火)	噴石、降灰 噴煙柱崩壊型火砕流・火砕 サージ、融雪型火山泥流	
土砂移動現象 その他	ケース9 (降灰後に発生)	(降灰)、 降灰後の土石流	
	ケース10 (火山性地震の規模が 大きい場合)	斜面崩壊・地すべり	保全対象へ影響を与える可能性が低い※ため、影響範囲を想定しない
	ケース11 (積雪期、火山性地震の 規模が大きい場合)	雪崩	保全対象へ影響を与える可能性が低い※ため、影響範囲を想定しない

※他火山事例や一般的な発生条件等により、岩木山での概略影響範囲を検討した結果

工 噴火警戒レベル

本計画は、岩木山の噴火警戒レベル（平成28年7月26日運用開始）に基づくものとする。

表 1-4 岩木山の噴火警戒レベル

（平成28年7月26日運用開始）

種別	予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが発生、あるいは切迫している ・噴火の規模や位置が特定できない場合に、融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性がある 【過去事例】 該当事例なし
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要。 避難行動要支援者及び特定地域の避難等が必要。	・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージを伴う噴火が予想される 【過去事例】 該当事例なし
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等。 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備、特定地域の避難等が必要。	・マグマ噴火の発生が予想される ・融雪型火山泥流および火砕流・火砕サージが予想されない噴火の発生 【過去事例】 1600年の噴火：噴石、火砕流、泥流 1618年の噴火：降灰 1782冬～83年春の噴火：噴煙、噴石、火口列生成 1845年の噴火：噴煙・硫黄湧出 1863年の噴火：噴石
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。 状況に応じて特定地域の避難準備等が必要。	・水蒸気噴火の発生が予想される 【過去事例】 1978年の活動：赤倉沢で噴気活発化
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。	状況に応じて火口内への立入規制等。	・火口内での少量の噴気・火山ガス等の発生

注1) 特定地域とは、警戒範囲に隣接している弘前市常盤野町会を指す。噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流で、避難道路などが通行不能となるおそれがある区域では、早期避難等が必要。

注2) 火口とは、岩木山火山噴火緊急減災対策砂防計画で想定された火口をいう。

表 1-5 岩木山の噴火警戒レベルの判定基準

岩木山の噴火警戒レベル判定基準		平成 28 年 7 月 26 日現在
レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの引き下げの基準
5	<p>【規模や位置が特定できない噴火が発生し、居住地域に重大な被害を及ぼすことが予想される】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の規模や位置が特定できない場合に、融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性はある 	<p>居住地域への影響の可能性が低くなった場合</p> <p>積雪の状況で融雪型火山泥流のおそれがある場合はレベル 4、その他はレベル 3 に引き下げる</p>
	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが発生、あるいは切迫している場合 	同上
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火規模の拡大などにより融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性が出てきた場合（レベル 3 からの引き上げ、急速に変化している場合はレベル 5 に引き上げを検討） 	左記の基準となる現象が終息、または発生の可能性が低くなった場合
	<p>【居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは噴火の可能性】</p> <p><噴火前> (次のいずれかが観測された場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性微動の増加（レベル 2 の基準よりも振幅が大きいあるいは継続時間が長い） ・火山性地震の急増、規模増大（レベル 2 の基準よりも回数が多い） ・山体の膨張を示す明瞭な地殻変動 ・表面現象の増大（噴気、地熱域等） <p><噴火後> ・火口上 500m 以上の噴煙または噴石の到達範囲が火口の縁から 500m を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・視界不良等で噴火の状況が確認できない場合で、松代白沢観測点で噴火に伴うと推定される空振が観測された場合 	<p>判定基準のいずれの項目も基準以下となり、再び基準以上になる可能性が低くなった場合</p> <p>なお、レベル 2 に下げた後に活発化傾向に転じたことがわかった場合は、レベル 3 に上げる基準に達していなくてもレベル 3 に戻す</p>
3	<p>【火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは噴火の可能性】</p> <p><噴火前> (次のいずれかが観測された場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山性地震の増加（地震回数が 20 回以上/24 時間） ただし、低周波地震を含む場合は基準未満でも検討 ・火山性微動の発生 ・上記基準には達しない程度の火山性地震が増加し、それと同時に山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測された場合 ・顕著な表面現象の発現（噴気、地熱域等） <p><噴火後> ・小規模の噴火が確認された場合（事後の確認を含む）</p>	<p>判定基準のいずれの項目も基準以下となり、再び基準以上になる可能性が低くなった場合</p> <p>なお、レベル 1 に下げた後に活発化傾向に転じたことがわかった場合は、レベル 2 に上げる基準に達していなくてもレベル 2 に戻す</p>
	<p>・「融雪型火山泥流の可能性」は積雪量と噴火の影響の範囲を勘案して判断する。</p> <p>・ここでいう「大きな噴石」とは、風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。</p> <p>・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。</p> <p>・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って引き上げるとは限らない（引き下げるときも同様）。</p> <p>・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。</p>	

表 1-6 岩木山の噴火警戒レベル毎の影響が及ぶ範囲

予報警報	対象範囲	レベル (キーワード)	警戒範囲
噴火警報 (特別警報)	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	火砕流・火砕サージ：鳥ノ海火口から概ね 9km 以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域 融雪型火山泥流：鳥ノ海火口から概ね 9km 以内の範囲及び岩木山源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域 大きな噴石：鳥ノ海火口から概ね 3.5 km 以内の範囲
		4 (避難準備)	火砕流・火砕サージ：鳥ノ海火口から概ね 9km 以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域 融雪型火山泥流：鳥ノ海火口から概ね 9km 以内の範囲及び岩木山源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域 大きな噴石：鳥ノ海火口から概ね 3.5 km 以内の範囲
火口周辺警報 (警報)	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	大きな噴石、融雪型火山泥流、火砕流・火砕サージ：鳥ノ海火口から概ね 3.5 km 以内の範囲
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	大きな噴石：水蒸気噴火の想定火口域の縁から概ね 500m 以内の範囲
噴火予報 (予報)	火口内等	1 (活火山であることに留意)	活動状況に応じて水蒸気噴火の想定火口域内の一部

*各レベルを維持したまま、火山活動状況に応じて警戒範囲を縮小することがある。

1.3 避難計画の基本的事項

(1) 火口周辺規制及び入山規制の範囲

本計画で想定する火口周辺規制（噴火警戒レベル2）、入山規制（噴火警戒レベル3）の警戒範囲は以下のとおりである。

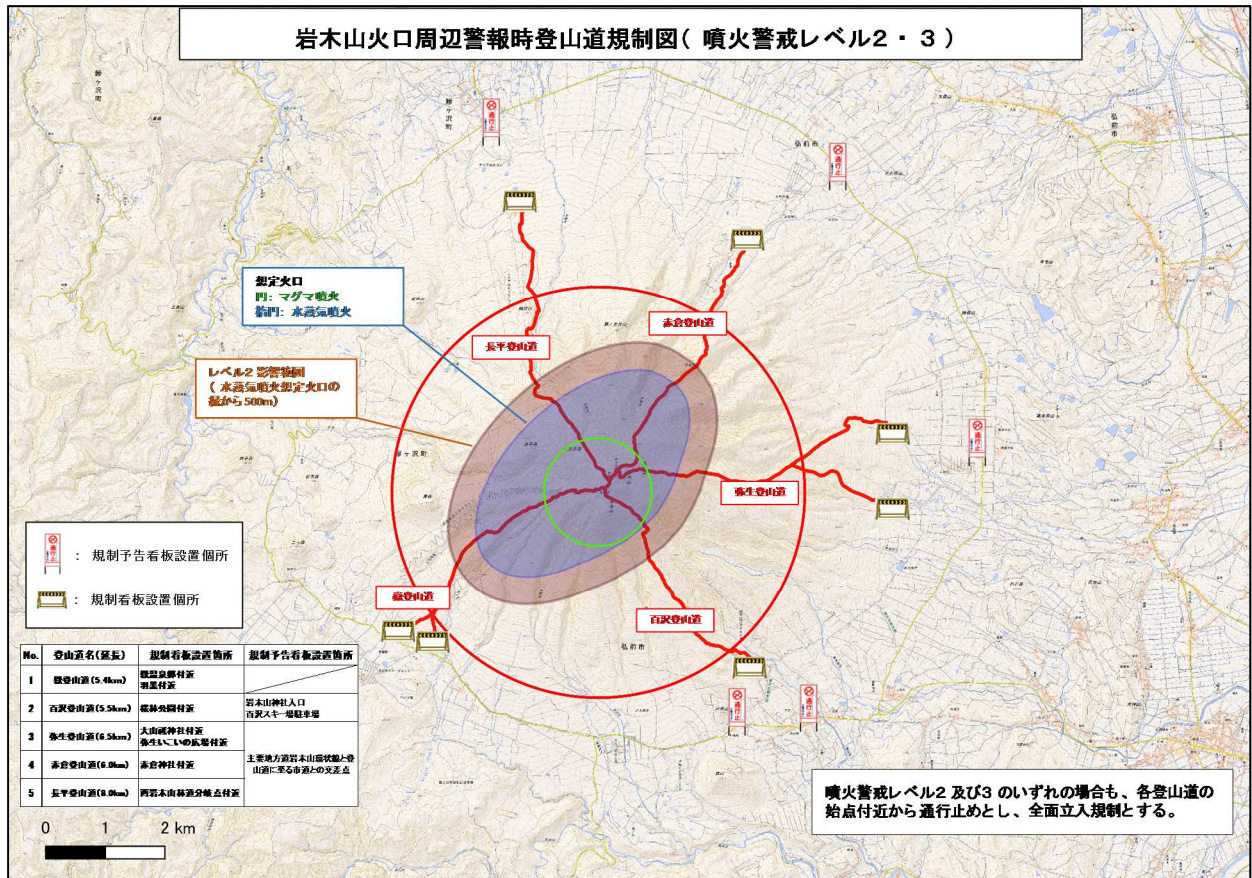


図 1-7 火口周辺規制及び入山規制の範囲 [地理院地図使用]

(2) 噴火警戒レベルに応じた避難対象地区

噴火警戒レベルに応じた避難対象地区は以下のとおりである。

(ア) 非積雪期（火口周辺に積雪がない場合）の影響範囲と避難単位

<弘前市>

噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
噴火警戒レベル2 又は3	常盤野地区（※特定地域）	大きな噴石
噴火警戒レベル4 又は5	高岡地区 新法師地区 百沢地区（杉山町会・上弥生町会含む） 弥生地区（弥生町会含む） 裾野地区（一部）	火砕流・火砕サージ

※ 特定地域については、P.16の説明を参照。

<鱒ヶ沢町>

噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
噴火警戒レベル4 又は5	中村地区 第二松代・松代町・白沢・一本杉・長平町	火砕流・火砕サージ

<西目屋村> なし

<藤崎町> なし

<板柳町> なし

<鶴田町> なし

(イ) 積雪期（火口周辺に積雪がある場合）の影響範囲と避難単位

<弘前市>

噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
噴火警戒レベル2 又は3	常盤野地区（特定地域）	大きな噴石
噴火警戒レベル4 又は5	高岡地区 新法師地区 百沢地区（杉山町会・上弥生町会含む） 弥生地区（弥生町会含む） 裾野地区（一部）	火砕流・火砕サージ
	高野地区 館後地区 国吉地区 黒土地区 吉川地区（一部） 葛原地区 新岡地区（一部） 宮地地区 五代地区（一部） 賀田地区（一部） 八幡地区 高屋地区（一部） 横町地区（一部） 蒔苗地区（一部） 独狐地区（一部） 土堂地区（一部） 元薬師堂地区（一部） 石渡地区（一部） 中崎地区 中別所地区（一部） 折笠地区（一部） 宮館地区（一部） 三世寺地区（一部） 高杉地区（一部） 前坂地区（一部） 大川地区 青女子地区 種市地区（一部） 檜木地区（一部） 鬼沢地区（一部） 小友地区（一部） 三和地区（一部） 貝沢地区（一部） 大森地区（一部） 十面沢地区（一部） 紙漉沢地区（一部）	融雪型火山泥流

<鯉ヶ沢町>

噴火警報・予報	居住地域の避難単位	現象
噴火警戒レベル4 又は5	中村地区 (全部) 第二松代・松代町・白沢・一本杉・長平町 (一部) 浜横沢・除木・長間瀬・大宮・ 間木・中村町・中下	火砕流・火砕サージ 融雪型火山泥流
	鳴沢地区 (全部) 鳴沢駅前 (一部) 湯舟町・小屋敷町・南浮田町・ 北浮田町・川尻・保木原・山田野	融雪型火山泥流
	舞戸地区 (全部) 新田・林町・宮浜・坂本一・坂本二・高森・舞戸本町 (一部) 岩谷・舞戸東町	
	鯉ヶ沢地区 (全部) 七ツ石町・田中町	

<西目屋村> なし

<藤崎町> なし

<板柳町> なし

<鶴田町> なし

※ 特定地域について

岩木山における特定地域とは、警戒範囲に隣接しているため、他の地域より早い防災対応を取る必要がある地域であり、「弘前市常盤野地区」が該当する。

噴石、火砕流、火砕サージ、融雪型火山泥流で避難道路などが通行不能となる恐れがある区域では、早期避難等が必要となる。

2 事前対策

2.1 防災体制の構築

(1) 岩木山火山防災協議会

岩木山火山防災協議会は、青森県、関係市町村及び気象台、警察、消防などの関係機関の連携を確立し、平常時から岩木山の噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことにより、火山災害に対する防災体制の構築を推進するとともに、地域住民等の防災意識の向上に資することを目的として、平成26年11月に設置された。その後、平成27年12月の活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、平成28年4月に同法第4条第1項の規定に基づく法定協議会へ移行した。岩木山火山防災協議会の構成員は表2-1のとおりである。

表2-1 岩木山火山防災協議会構成員

区分 (法第4条第2項中 該当する号)	所属	職名(氏名)	備考
都道府県 (第1号)	青森県	知事	会長
市町村 (第1号)	弘前市	市長	
	鱒ヶ沢町	町長	
	西目屋村	村長	
	藤崎町	町長	
	板柳町	町長	
	鶴田町	町長	
地方気象台等 (第2号)	仙台管区気象台	台長	
	青森地方気象台	台長	
地方整備局 (第3号)	東北地方整備局	局長	
陸上自衛隊 (第4号)	陸上自衛隊第9師団	師団長	
警察(第5号)	青森県警察本部	本部長	
消防 (第6号)	弘前地区消防事務組合消防本部	消防長	
	五所川原地区消防事務組合消防本部	消防長	
	鱒ヶ沢地区消防事務組合消防本部	消防長	
火山専門家 (第7号)	東北大学大学院理学研究科	教授 三浦 哲	
	弘前大学理工学部	教授 小菅 正裕	
	弘前大学理工学部	講師 佐々木 実	
	岩手大学農学部	教授 井良沢 道也	
その他 (第8号)	東北森林管理局津軽森林管理署	署長	
	国土地理院東北地方測量部	部長	
	青森県危機管理局	局長	副会長
	青森県環境生活部	部長	
	青森県農林水産部	部長	
	青森県県土整備部	部長	
	青森県観光国際戦略局	局長	

(2) 県及び市町村等の防災体制

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、噴火時等において、岩木山の火山の活動状況に応じた防災体制をとり、避難誘導等の防災対応にあたる。岩木山の噴火及び火山災害の発生のおそれがある場合に、岩木山の活動に関する情報等の収集、避難誘導等に関する調整及び応急対策の連絡調整、相互応援態勢の確立等を推進するため、青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、それぞれの地域防災計画に基づき、噴火警戒レベルに応じ災害対策本部等を設置する。

噴火警戒レベルに応じた配備態勢は表 2-2 及び表 2-3 のとおりである。

表 2-2 噴火警戒レベルに応じた配備態勢（青森県）

噴火警戒レベル	青森県
1（活火山であることに留意）	（なし）
2（火口周辺規制）	災害情報連絡室
3（入山規制）	災害警戒本部
4（避難準備）	災害対策本部
5（避難）	災害対策本部

※ 状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず災害対策本部等を設置する場合がある。

表 2-3 噴火警戒レベルに応じた配備態勢（弘前市、鱒ヶ沢町）

噴火警戒レベル	弘前市	鱒ヶ沢町
1（活火山であることに留意）	（なし）	（なし）
2（火口周辺規制）	情報連絡体制	情報連絡本部
3（入山規制）	災害警戒対策本部	情報連絡本部
4（避難準備）	災害対策本部	災害警戒対策本部
5（避難）	災害対策本部	災害対策本部

※ 状況によっては、噴火警戒レベルに関わらず災害対策本部等を設置する場合がある。

(3) 協議会の構成機関の役割

岩木山の噴火に係る関係機関の主な役割と体制は表2-4のとおりである。

表2-4 岩木山の噴火に係る関係機関の防災体制

主体		噴火時の主な役割と体制
国	気象庁（仙台管区气象台、青森地方气象台）	<ul style="list-style-type: none"> 噴火活動の監視、観測、噴火警報・予報の発表及び伝達 関係機関に対する随時の情報提供、火山活動の解説 現地調査
	国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 道路規制情報の提供 緊急調査（降灰量調査等）及び土砂災害緊急情報の通知および周知等 避難のための立退きの指示等の解除に関する助言
	林野庁	<ul style="list-style-type: none"> 入林者への規制情報の提供、林道への立入規制実施 標識等の設置 降灰量調査、森林（国有林）等への影響調査の実施
	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・連絡、避難者の救助、搬送等
県	青森県	<ul style="list-style-type: none"> 情報連絡本部（レベル2）、災害警戒本部（レベル3）、災害対策本部（レベル4、5） ※状況に応じて変更の場合あり 火山情報の収集、発信 ・土石流対策 ・道路規制 看板の設置 ・林野火災の消火 観光者に対する情報提供 ・風評被害対策 ・自衛隊災害派遣要請
市町村	弘前市	<p>（平時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充 住民等の防災活動の促進、環境整備 研究及び観測等の促進 <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡体制（レベル2）、災害警戒対策本部（レベル3）、災害対策本部（レベル4、5） ※状況に応じて変更の場合あり 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の依頼 道路及び登山道規制 避難勧告等の発令及び各種規制 ※ 異常現象の報告・臨時の解説情報によっては、火口周辺施設に避難勧告等の発令等の防災対応を行う。
	鱒ヶ沢町	<p>（平時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充 住民等の防災活動の促進、環境整備 研究及び観測等の促進 <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報連絡本部（レベル2、3）、災害警戒対策本部（レベル4）、災害対策本部（レベル5） ※状況に応じて変更の場合あり 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 ・自衛隊災害派遣要請の依頼 道路及び登山道規制 避難勧告等の発令及び各種規制
	西目屋村 藤崎町 板柳町 鶴田町	<p>（平時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 警戒避難体制の強化・拡充 住民等の防災活動の促進、環境整備 研究及び観測等の促進 <p>（噴火時）</p> <ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 避難の指示、誘導 周辺市町村の支援
消防本部		<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導
青森県警察本部		<ul style="list-style-type: none"> 火山情報、被害状況の収集、通報、伝達 救助活動、避難誘導、道路規制
その他の岩木山火山防災協議会構成機関		<ul style="list-style-type: none"> 警戒区域、立入規制範囲の協議・検討 規制範囲の拡大、縮小に関する協議等

(4) 広域一時滞在の体制構築

弘前市、鱒ヶ沢町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、他市町村への受入について、青森県に対し協議を求めるものとする。

青森県は、被災市町村から協議要求があった場合、被災市町村以外の市町村、または、他の都道府県と協議を行うものとする。また、被災市町村の行政機能が著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、被災市町村の要求を待たないで広域一時滞在のための協議を行うものとする。

2.2 情報伝達体制の構築

(1) 火山に関する予報・警報・情報

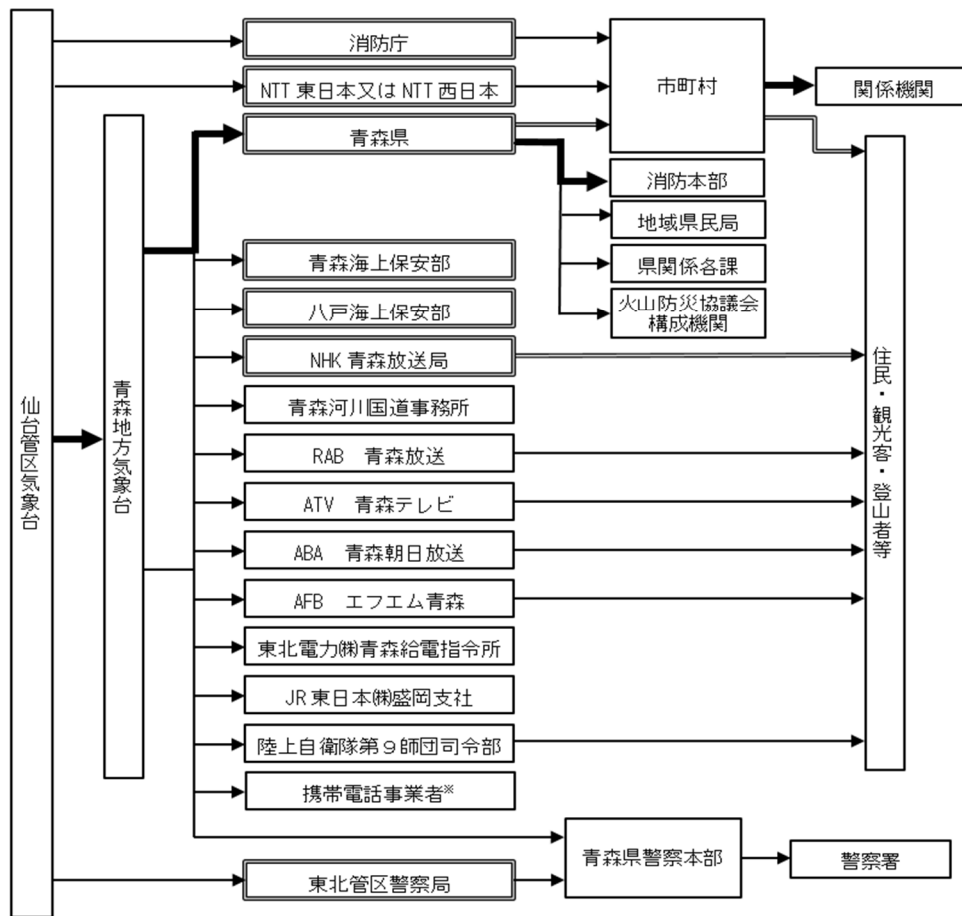
協議会構成機関が防災対応のために収集する火山に関する情報は、表2-5のとおりである。

表2-5 収集する火山に関する情報

種類	内容	発信元
噴火警報	噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」を明示して発表する。 「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）又は噴火警報」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報」として発表。 噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて、「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標で、噴火警報・予報に付して発表する。	気象庁
噴火予報	予想される火山現象が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表する。	
降灰予報（定時）	噴火により降灰のおそれがある火山に対して噴火の発生にかかわらず定期的に発表。	
降灰予報（速報）	噴火発生後1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を示し、噴火後速やかに（5分から10分）に発表。	
降灰予報（詳細）	噴火発生から6時間先まで予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、噴火後20分から30分で発表する。	
火山ガス予報	居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表。	
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。 火山活動のリスクが高まったと判断する場合、またはリスクの高まりが否定できない場合に、「臨時」であることを明記して発表します（以下、臨時の解説情報）という。）。	
噴火速報	噴火の発生事実を迅速に伝える情報で、住民、登山者等に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取るために発表される情報	
火山現象に関する情報等	噴火警報・予報、降灰予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等を知らせるための情報等で、気象庁または仙台管区気象台が発表。 ○火山活動解説資料 地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。 ○月間火山概況 前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月1回発表する。 ○噴火に関する火山観測報 噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。	
土砂災害緊急情報	緊急調査の結果に基づき、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報。	国土交通省

(2) 協議会の構成機関における情報伝達・共有

協議会の構成機関は、気象庁等から発表される情報や、弘前市、鱒ヶ沢町が発表する避難情報等を以下の系統で共通・伝達する。



「※ 緊急速報メールは、噴火に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される」
 注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時的発表であることを明記したものに限り。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられている伝達経路

図2-1 噴火警報・予報等の情報伝達系統図

(3) 登山者、住民等への情報伝達と手段

ア 登山者等への情報伝達と手段

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、火山活動が活発化した際に、防災行政無線やラジオ、緊急速報メールのほか火山の周辺施設のスピーカー等により、登山道規制の実施や早期下山を呼びかける。また、事前に登山道等における周知看板の設置やホームページによる情報提供を実施することにより、岩木山が火山であることや噴火した際の対応等を周知する。

イ 住民等への情報伝達と手段

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、住民等の避難をはじめとする防災対応を円滑に実施するため、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等により火山活動の状況に応じた住民等への速やかな情報伝達や広報を行う。

(4) 異常現象等の報告等

岩木山は活火山であり、噴火の前兆現象が観測される可能性がある。また、噴火開始後も時系列的に噴火警戒レベルや災害形態が移行していくと予想される。これらのことから、登山者、住民等の生命の安全を確保するため、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達する。

ア 通報体制

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、住民等や登山者等及び観光施設等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合に、通報を受け、速やかに協議会構成機関と共有を図ることが出来る体制を確保する。通報体制は図2-2のとおりとする。異常現象が発見された場合、関係機関は電話連絡で情報共有を図り、必要に応じて、火山防災協議会を開催するものとする。

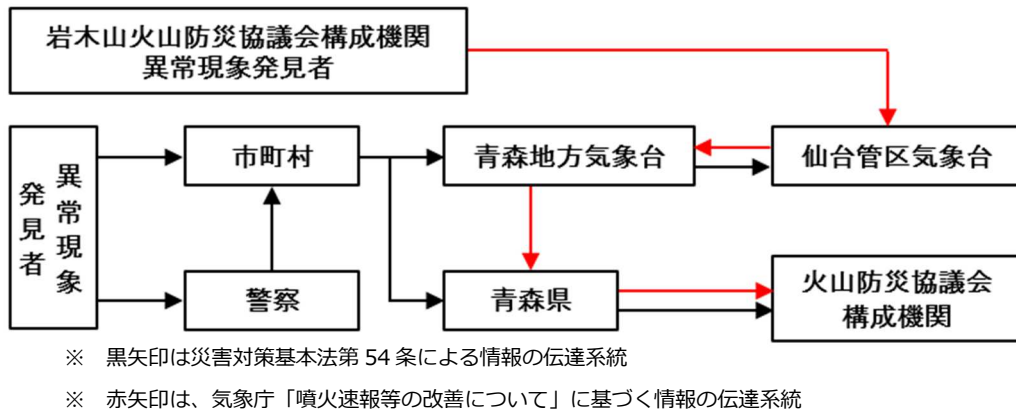


図2-2 異常現象等通報系統図

イ 通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、表2-6のとおりである。

なお、住民や登山者及び観光施設等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

表2-6 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

○顕著な地形の変化	山、崖等の崩壊
	地割れ
	土地の隆起・沈降等
○噴気、噴煙の異常	噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
	噴気・噴煙の量の増減、山麓での降灰・噴石現象の有無
	噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
○湧泉の異常	新しい湧泉の発見
	既存湧泉の枯渇
	湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
○顕著な地温の上昇	新しい地熱地帯の発見
	地熱による草木の立ち枯れ等
	動物の挙動異常
○湖沼・河川の異常	水量・濁度・臭い・色・温度の異常

	軽石・死魚の浮上
	気泡の発生
○有感地震の発生及び群発	短周期での微動の発生
○鳴動の発生	山鳴り、火山雷の頻発

ウ 異常現象の調査と速報

青森県、弘前市、鯨ヶ沢町、消防署職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

○ 速報の内容

- ・ 発生の事実（発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等）
- ・ 発生場所（どの火口で確認されたか）
- ・ 発生による影響（住民、動植物、施設への影響）

仙台管区気象台は、必要に応じ火山機動観測班を派遣し、現地調査を行う。

2.3 避難のための事前対策

(1) 噴火警戒レベルと避難勧告等の発令基準

噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難勧告等の発令基準は概ね以下のとおりである。

表 2-7 噴火警戒レベル毎の警戒範囲と避難勧告等の発令

噴火警報の種類	警戒範囲	避難勧告等
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報 （噴火警戒レベル2）	・ 想定火口域の縁から概ね 500m 以内の範囲	・ 警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令 ・ 特定地域である常盤野地区へ避難準備・高齢者等避難開始を発令
噴火警報（火口周辺） または火口周辺警報 （噴火警戒レベル3）	・ 鳥ノ海火口から概ね 3.5km 以内の範囲	・ 警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令 ・ 特定地域である常盤野地区へ避難指示（緊急）を発令
噴火警報（居住地域） または噴火警報 （噴火警戒レベル4）	・ 鳥ノ海火口から概ね 9km 以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域 ・ 鳥ノ海火口から概ね 9km 以内の範囲及び岩木川源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域	・ 鳥ノ海火口から概ね 9 km 以内の警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令 ・ 河川流域の警戒範囲へ避難準備・高齢者等避難開始を発令
噴火警報（居住地域） または噴火警報 （噴火警戒レベル5）	・ 鳥ノ海火口から概ね 9km 以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域 ・ 鳥ノ海火口から概ね 9km 以内の範囲及び岩木川源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域	・ 警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令

※ 上表のほか、住民等の安全確保のため必要と判断した場合にも発令する。

(2) 指定緊急避難場所

岩木山において使用を想定している指定緊急避難場所はない。

ただし、突発的に噴火した場合、各登山道における規制箇所付近に移動手段を持たない登山者等を一時待機させる可能性がある。(一時待機場所からバス等の輸送手段により避難所へ移送する。)

(3) 指定避難所

岩木山において使用を想定している指定避難所は以下のとおり。

(ア) 噴火警戒レベル2または3 (火口周辺規制または入山規制)

<弘前市>

避難所	住所	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
岩木B & G海洋センター	兼平字猿沢 32-11	0172-82-5700	1,338	669

<鱒ヶ沢町> なし

<西目屋村> なし

<藤崎町> なし

<板柳町> なし

<鶴田町> なし

(イ) 噴火警戒レベル4 または 5 (避難準備または避難)

弘前市、鱒ヶ沢町以外の町村の避難所については、広域一時滞在が必要な場合に開設する。

<弘前市>

避難所	住所	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
岩木B & G海洋センター	兼平字猿沢 32-11	0172-82-5700	1,338	669
中央公民館岩木館	賀田一丁目 18-3	0172-82-3214	979	489
岩木文化センター	賀田一丁目 18-4	0172-82-3214	624	312
北辰学区高杉ふれあいセンター	独狐字山辺 72-1	0172-95-3601	796	398
東目屋ふれあいセンター	中野字中豊田 20	0172-86-2112	944	472
岩木小学校	五代字前田 451	0172-82-3008	1,914	957
自得小学校	鬼沢字菖蒲沢 109-4	0172-98-2221	447	223
新和小学校	青女子字桜苺 292-4	0172-73-2673	531	265
新和中学校	種市字小島 57-2	0172-73-2276	1,280	640
新和地区体育文化交流センター	種市字木幡 387	0172-72-0055	676	338
北辰中学校	高杉字五反田 191	0172-95-2019	1,098	549
船沢小学校	細越字早稲田 42	0172-96-2120	719	359
船沢中学校	富栄字浅井名 1	0172-96-2130	1,179	589
致遠小学校	浜の町北一丁目 7-1	0172-34-3251	989	494
河西体育センター	石渡 1 丁目 19-1	0172-38-3200	1,008	504
裾野地区体育文化交流センター	十面沢字轡 8-9	0172-99-7072	716	358
相馬総合支所	五所字野沢 41-1	0172-84-2111	247	123
計 17カ所			15,485	7,739

<鱒ヶ沢町>

避難所	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
西海小学校	舞戸町字小夜 190	0173-72-2078	743	600
鱒ヶ沢中学校	赤石町字大和田 27	0173-72-3083	1,536	1,300
勤労者体育センター	舞戸町字小夜 151	0173-72-2111	945	500
(旧) 鳴沢小学校	北浮田町字外馬屋 51-3	0173-72-2111	395	500
(旧) 建石小学校	建石町字島田 150	0173-72-2111	617	500
中村公民館	中村町字中山ノ井 170-1	0173-82-1127	428	100
赤石公民館	赤石町字宇名原 232-2	0173-72-2858	439	100
日本海拠点館	舞戸町字北禿 181	0173-72-5555	8,293	100
計 9カ所			13,396	3,700

<西目屋村>

避難所	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
杉ヶ沢地区研修センター	杉ヶ沢字宮崎 5	-	190	95
西目屋村中央公民館	田代字稲元 143	0172-85-2858	3,275	1,637
西目屋小学校体育館	田代字稲元 121-1	0172-85-2260	1,478	739
計 3か所			4,943	2,471

<藤崎町>

避難所	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
藤崎町老人福祉センター	西豊田 1-3	0172-65-2056	2,600	1,300
藤崎町役場	西豊田 1-1	0172-75-3111	500	250
計 2か所			3,100	1,550

<板柳町>

避難所	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
板柳町多目的ホールあぷる	灰沼字岩井 61	0172-72-1800	1,053	825
板柳町公民館	福野田字実田 11-7	0172-72-1161	1,382	825
計 2か所			2,435	1,650

<鶴田町>

避難所	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
水元中央小学校	妙堂崎字杉元 75	0173-22-2462	3,579	1,499
胡桃館小学校	胡桃館字北田 171	0173-22-2462	2,282	760
計 2か所			5,861	2,259

(4) 避難対象地区に対する指定避難所の割当・避難経路

(ア) 噴火警戒レベル2または3 (火口周辺規制または入山規制)

<弘前市>

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
常盤野地区	83	198	弘前市消防団 岩木西地区常盤野分団	岩木 B&G 海洋センター	県道弘前岳繻ヶ沢線
計	83	198			

(イ) 噴火警戒レベル4 または 5 (避難準備または避難)

<弘前市> ※印：融雪型火山泥流が発生すると予想される場合

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
高岡地区	60	174	弘前市消防団 岩木西地区団高岡分団	岩木 B&G 海洋センター	県道弘前岳鱒ヶ沢線
新法師地区	75	219	弘前市消防団 岩木西地区団新法師分団	岩木 B&G 海洋センター	市道宮地百沢線
百沢地区 (杉山町会・上弥生町会 含む)	442	890	弘前市消防団 岩木西地区団百沢分団	中央公民館岩木館・岩木 文化センター・北辰学区 高杉ふれあいセンター	県道弘前岳鱒ヶ沢線
弥生地区 (弥生町会含む)	50	125	弘前市消防団 船沢地区団第 7 分団	北辰学区高杉ふれあいセ ンター	市道高杉線
裾野地区 (一部)	5	12	弘前市消防団 裾野地区団第 4, 5, 6 分団	北辰学区高杉ふれあいセ ンター	県道弘前鱒ヶ沢線
高野地区 ※	23	61	弘前市消防団 東目屋地区団第 1 分団	東目屋ふれあいセンター	県道岩崎西目屋弘前線
館後地区 ※	11	24	弘前市消防団 東目屋地区団第 1 分団	東目屋ふれあいセンター	県道岩崎西目屋弘前線
国吉地区 ※	119	296	弘前市消防団 東目屋地区団第 1 分団	東目屋ふれあいセンター	県道岩崎西目屋弘前線
黒土地区 ※	38	81	弘前市消防団 東目屋地区団第 4 分団	東目屋ふれあいセンター	県道岩崎西目屋弘前線
吉川地区 (一部) ※	1	3	弘前市消防団 東目屋地区団第 4 分団	東目屋ふれあいセンター	県道岩崎西目屋弘前線
葛原地区 ※	128	331	弘前市消防団 岩木西地区団葛原分団	岩木小学校	県道弘前岳鱒ヶ沢線
新岡地区 (一部) ※	1	3	弘前市消防団 岩木西地区団新岡分団	岩木小学校	市道馬子橋新岡線
宮地地区 ※	190	525	弘前市消防団 岩木西地区団宮地分団	岩木小学校	県道弘前岳鱒ヶ沢線
五代地区 (一部) ※	8	18	弘前市消防団 岩木西地区団五代分団	岩木小学校	県道弘前岳鱒ヶ沢線
賀田地区 (一部) ※	27	65	弘前市消防団 岩木東地区団第 1 分団	岩木小学校	県道関ヶ平五代線
八幡地区 ※	173	429	弘前市消防団 岩木東地区団八幡分団	船沢中学校	県道五所川原岩木線
高屋地区 (一部) ※	45	111	弘前市消防団 岩木東地区団第 1 分団	河西体育センター	市道元薬師堂一町田線
横町地区 (一部) ※	12	28	弘前市消防団 岩木東地区団第 1 分団	河西体育センター	市道熊嶋土堂線
蒔苗地区 (一部) ※	11	27	弘前市消防団 船沢地区団第 1 分団	船沢中学校	県道弘前環状線
独狐地区 (一部) ※	12	27	弘前市消防団 高杉地区団第 2 分団	北辰学区高杉ふれあいセ ンター	県道弘前鱒ヶ沢線
土堂地区 (一部) ※	2	5	弘前市消防団 藤代地区団第 9 分団	河西体育センター	県道弘前環状線
元薬師堂地区 (一部) ※	4	9	弘前市消防団 藤代地区団第 9 分団	河西体育センター	県道弘前環状線

石渡地区（一部）※	2	4	弘前市消防団 藤代地区団第3分団	致遠小学校	市道浜の町船水線
中崎地区 ※	179	426	弘前市消防団 藤代地区団第1分団	致遠小学校	県道弘前柏線
中別所地区（一部）※	15	36	弘前市消防団 船沢地区団第2分団	船沢小学校	県道五所川原岩木線
折笠地区（一部）※	12	26	弘前市消防団 船沢地区団第6分団	船沢小学校	県道五所川原岩木線
宮館地区（一部）※	4	12	弘前市消防団 船沢地区団第4分団	船沢小学校	県道五所川原岩木線
三世寺地区（一部）※	137	335	弘前市消防団 藤代地区団第4,6分団	北辰学区高杉ふれあいセ ンター・北辰中学校	県道前坂藤崎線
高杉地区（一部）※	24	56	弘前市消防団 高杉地区団第1分団	北辰中学校	県道弘前鱈ヶ沢線
前坂地区（一部）※	26	67	弘前市消防団 高杉地区団第5分団	北辰学区高杉ふれあいセ ンター	県道弘前鱈ヶ沢線
大川地区 ※	186	397	弘前市消防団 藤代地区団第7分団	北辰中学校・新和小学校	県道弘前柏線 県道前坂藤崎線
青女子地区 ※	381	945	弘前市消防団 新和地区団第1,6分団	新和中学校・新和小学校 新和地区体育文化交流セ ンター	県道弘前柏線
種市地区（一部）※	24	60	弘前市消防団 新和地区団第2分団	新和中学校	県道弘前柏線
梶木地区（一部）※	40	103	弘前市消防団 裾野地区団第1分団	自得小学校	県道鬼沢種市線
鬼沢地区（一部）※	6	14	弘前市消防団 裾野地区団第2分団	自得小学校	県道弘前鱈ヶ沢線
小友地区（一部）※	22	54	弘前市消防団 新和地区団第3分団	裾野地区体育文化交流セ ンター	県道弘前鱈ヶ沢線
三和地区（一部）※	107	249	弘前市消防団 新和地区団第4分団	裾野地区体育文化交流セ ンター	市道大森三和線
貝沢地区（一部）※	9	21	弘前市消防団 裾野地区団第4分団	裾野地区体育文化交流セ ンター	県道弘前鱈ヶ沢線
大森地区（一部）※	1	2	弘前市消防団 裾野地区団第4分団	裾野地区体育文化交流セ ンター	県道弘前鱈ヶ沢線
十面沢地区（一部）※	8	19	弘前市消防団 裾野地区団第5分団	裾野地区体育文化交流セ ンター	県道弘前鱈ヶ沢線
紙漣沢地区（一部）※	16	42	弘前市消防団 相馬地区団第2分団	相馬総合支所	県道関ヶ平五代線
計	2,636	6,331			

※ 避難世帯数および避難人口は「平成27年国勢調査」を基に推計したものである。

<鰯ヶ沢町> ※印：融雪型火山泥流が発生すると予想される場合

避難対象地区		避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
中村地区	長平町	110	239	町会長（役員）	旧建石小学校	長平町森田線 ～ 弘前鰯ヶ沢線
	第二松代	17	25		西海小学校	弘前岳鰯ヶ沢線 ～ 国道101号
	松代町	19	37			
	白沢	34	78		旧赤石小学校	弘前岳鰯ヶ沢線 ～ 国道101号 ～ 松代町陸奥赤石停車場線
	一本杉	35	78			
	除木（一部）※	6	14			
	長間瀬（一部）※	7	15			
	浜横沢（一部）※	11	25			
	大宮（一部）※	10	21			
	間木（一部）※	7	15		中村公民館	弘前岳鰯ヶ沢線
	中下（一部）※	15	37			
	中村町（一部）※	40	93			
舞戸地区 ※	館	115	247	町会長（役員）	鰯ヶ沢中学校	国道101号
	岩谷（一部）	82	163			
	林町	61	123			
	舞戸東町（一部）	72	142			
	宮浜	48	86		勤労者体育センター	弘前岳鰯ヶ沢線
	高森	26	52			
	舞戸本町	33	64			
	新田	185	353			
	坂本一	30	65			
	坂本二	187	423			
鰯ヶ沢地区 ※	七ツ石町	104	193	西海小学校	弘前岳鰯ヶ沢線	
	田中町	60	129			
鳴沢地区 ※	川尻（一部）	12	26	町会長（役員）	旧鳴沢小学校	弘前鰯ヶ沢線
	湯船町（一部）	16	43			
	小屋敷町（一部）	18	50			
	南浮田町（一部）	53	106			
	北浮田町（一部）	24	37			
	保木原（一部）	14	34			
	山田野（一部）	13	32			
鳴沢駅前（一部）	38	91				
計	1,502	3,136				

- <西目屋村> なし
- <藤崎町> なし
- <板柳町> なし
- <鶴田町> なし

(5) 避難手段等の確保

ア 避難所の開設

弘前市、鱒ヶ沢町は、避難勧告等を発令した際は、直ちに避難所を開設する。なお、親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導を行う者（町会長・消防団）に避難先及び連絡先を報告することとする。

避難所開設箇所は「(3) 指定避難所」の項目のとおりとし、災害時に速やかに開設できるよう準備を行う。弘前市、鱒ヶ沢町以外の町村については、被災市町の求めに応じて青森県が協議を行い、避難所を開設する。

イ 避難手段

避難手段は、原則として徒歩又は自家用車（相乗り含む）による自力避難、もしくは相互の乗り合い及び青森県、弘前市、鱒ヶ沢町が手配するバス等とする。協議会構成機関は必要に応じて、避難手段確保の支援をする。

ウ 輸送力の確保

青森県及び弘前市、鱒ヶ沢町が必要と判断した際は、輸送車両を確保し現地へ派遣する。西目屋村、藤崎町、板柳町、鶴田町は必要に応じて、輸送車両の確保の支援を行う。

避難に利用できるバス等に関する情報は、次のとおりである。

<青森県>

【災害時等におけるバスによる人員等の輸送に関する協定】

協定先：公益社団法人 青森県バス協会
 住 所：青森県青森市大字浜田字豊田 139-21
 電 話：017-739-0571
 F A X：017-739-0573

【災害時等におけるタクシーによる人員の輸送等に関する協定】

協定先：一般社団法人 青森県タクシー協会
 住 所：青森県青森市大字浜田字豊田 139-21
 電 話：017-739-0545
 F A X：017-739-0448

<弘前市>

所管（会社）	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
弘前市	上白銀町 1-1	0172-35-1111	マイクロバス 1 台 大型バス 1 台	57 名

<鯉ヶ沢町>

所管（会社）	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
弘南バス（株） 鯉ヶ沢営業所	舞戸町字蒲生 114-4	0173-72-3131	大型バス 2 台 中型バス 11 台	260 名
（株）西海観光	舞戸町字下富田 35	0173-72-4512	大型バス 7 台 中型バス 2 台、 マイクロバス 1 台 ワゴン 2 台、小型 2 台	501 名
マルイチ工業（株） マルイチ観光バス	赤石町字砂山 139	0173-82-2252	大型バス 10 台 中型バス 2 台 マイクロバス 2 台	670 名

<西目屋村>

所管（会社）	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
西目屋村	田代字稲元 144	0172-85-2111	バス 2 台 マイクロバス 1 台	91 名

<藤崎町> なし

<板柳町>

所管（会社）	所在地	連絡先	保有台数	輸送能力
板柳町	板柳字土井 239-3	0172-73-2111	バス 2 台	80 名

<鶴田町> なし

(6) 避難に際し住民のとりべき行動

住民は、自己の責任において行動すべき内容について理解しておかなければならない。また、行政からの避難情報伝達、避難呼びかけに従い、避難を円滑に行うものとする。

ア 住民及び地域の町会長等は避難を円滑に行うため、避難手段、避難経路、避難場所等を事前に把握しておくとともに、ハザードマップ等により火山災害についても把握しておくこと。

イ 避難の際の携行品はあらかじめ準備しておき、持病の治療薬等重要な医薬品は避難が長期にわたる可能性も考え十分な量を携行すること。

ウ 避難の前には必ず暖房器具は消火を確認し、ガスは元栓を閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。被災による漏水等も考えられる場合は水道の元栓等も閉めること。

エ 避難する際の基本的な服装は、ヘルメット等の頭部を保護するもの、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスク着用とすること。

オ 近隣に声をかけ、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。

カ 親戚、知人等の元に避難する場合は、避難対象区域の避難誘導責任者に避難先及び連絡先を報告すること。

キ 行動は沈着に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

(7) 観光客等の避難対策

ア 避難に関する情報の伝達

- ・噴火警戒レベルが引き上げられた際に、弘前市及び鱒ヶ沢町は、岩木スカイライン、青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパに対し、電話により当該情報と避難に関する情報を伝達。
- ・市町村から観光案内所等にも規制に関する情報等を伝達する。

イ 避難所

帰宅困難になった登山者、観光客等を対象として、以下の避難所を開設する。

(ア) 対象：帰宅困難になった登山者、観光客等

(イ) 避難所一覧

<弘前市>

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
岩木中央公民館	賀田1丁目18-3	0172-82-3214	979	489人
岩木文化センター	賀田1丁目18-4	0172-82-3214	624	312人

<鱒ヶ沢町>

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
鱒ヶ沢中学校第2体育館	舞戸町字鳴戸390	0173-72-2111	2,200	600
勤労者体育センター	舞戸町字小夜151	0173-72-2111	945	500

<西目屋村> なし

<藤崎町> なし

<板柳町> なし

<鶴田町> なし

2.4 救助体制の構築

(1) 救助に関する情報共有体制

弘前市、鱒ヶ沢町は、噴火災害の現場における逃げ遅れた者・行方不明者の救助活動に関して、青森県、警察、消防、自衛隊と協議・調整を図り、互いに連携のとれた救助体制を構築する。

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町、警察は、連携して、登山届等や下山した登山者等の情報、避難者の状況などを収集し、関係機関で共有する体制を整備する。

(2) 救助に関する資機材等

警察、消防、自衛隊による救助活動等に必要となる資機材の例は以下のとおりである。今後、各資機材の配備が必要である。

表 2 - 8 救助活動等に必要となる資機材の例

格納資機材
火山性ガス検知器
防毒マスク
軽量救助担架
スコップ
ゾンデ棒
スパッツ (ゲイター) /ストック
バックパック
ドローン (無人ヘリ)

(3) 医療体制

噴火災害時に負傷者を搬送することが想定される医療機関、負傷者の搬送や警察、消防、自衛隊による救助活動のために使用が想定される活動拠点、防災ヘリコプター臨時場外離着陸場等は、以下のとおり。

表 2 - 9 使用が想定される医療機関

病院名	所在地	電話番号	備考
弘前大学医学部附属病院	弘前市本町 53	0172-33-5111	高度救命救急センター設置
弘前市立病院	弘前市大町 3-8-1	0172-34-3211	
つがる西北五広域連合 つがる総合病院	五所川原市字岩木町 12-3	0173-35-3111	
黒石病院	黒石市北美町 1 丁目 70	0172-52-2121	
青森県立中央病院	青森市東造道 2 丁目 1-1	017-726-8315	救命救急センター設置
八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平 1	0178-31-5005	救命救急センター設置 (広範囲熱傷集中治療室)

表 2 - 10 使用が想定される活動拠点

拠点名	UTM ポイント	所在地	管理者	連絡先
弘前運動公園	54TVK57809345	弘前市豊田 2 丁目 3-1	弘前市長	0172-35-1111
弘前市堀越雪置き場	54TVK59749171	弘前市川合字岡本 地内	弘前市長	0172-32-8555
岩木山総合公園	54TVK41139616	弘前市百沢字裾野 195-1	一般財団法人 岩木振興公社	0172-83-2311
岩木青少年スポーツセンター	54TVK37729754	弘前市常盤野字湯 段滝 1-2	公益財団法人 青森県体育協会	0172-83-2338

加藤川河川敷簡易運動広場	54TVK56339818	弘前市清野袋字岡部地内	弘前市長	0172-35-1111
小栗山農村交流公園	54TVK56429019	弘前市小栗山字沢部 220-1	弘前市長	0172-40-7102
福村公園	54TVK58949496	弘前市早稲田 4 丁目 103-1	弘前市長	0172-33-8739
鱒ヶ沢町大高山総合運動公園	54TVL32801294	鱒ヶ沢町舞戸町字西松島 304-2	(株)みちのく建物管理	0173-72-7002
西海小学校	54TVL33081440	鱒ヶ沢町舞戸町字小夜 190	鱒ヶ沢町長	0173-72-2066

表 2 - 1 1 使用が想定される防災ヘリコプター臨時場外離着陸場

名称	UTM 座標	所在地	管理者	連絡先
弘前市・岩木川河川敷	54TVK51339396	弘前市悪戸字鳴瀬 6 9 地先	弘前市	017-734-4590
弘前市運動公園	54TVK57959375	弘前市豊田 2 丁目 3	弘前市	0172-27-6411
岩木山百沢スキー場	54TVK43469769	弘前市百沢 岩木山スキー所内	弘前市	0172-83-2224
相馬小学校	54TVK49279270	弘前市黒滝字二ノ松元 2 - 4	弘前市	0172-84-3107
青森スプリング・スキーリゾート	54TVL38950495	鱒ヶ沢町長平町西岩木山 75	青森リゾート(株)	0173-72-1011

表 2 - 1 2 使用が想定されるドクターヘリランデブーポイント

名 称	UTM座標	所在地	管理者	連絡先
岩木山百沢スキー場	54TVK43439768	弘前市百沢 岩木山スキー場内	弘前市	0172-82-1625
岩木海洋 B&G センター	54TVK50449524	弘前市兼平猿沢 32-11	弘前 B & G 海洋センター	0172-33-4545
津軽カントリー倶楽部 岳コース	54TVK37219788	弘前市常盤野字湯段沓	(株)津軽カントリークラブ	0172-83-2970
津軽カントリー倶楽部 百沢コース	54TVK42179597	弘前市百沢字裾野 33-1	(株)津軽カントリークラブ	0172-83-2326
岩木スカイライン 山麓ハウス付近	54TVK38089929	弘前市常盤野字黒森	(株)岩木スカイライン	0172-83-2314
岩木スカイライン 8 合目第二駐車場	54TVL40180050	百沢字東岩木山 1 番地 1	(株)岩木スカイライン	0172-83-2314
常盤野小・中学校	54TVK37779783	常盤野字湯の沢 45-4	常盤野小・中学校校長	0172-83-2047

長平青少年旅行村	54TVL38630619	鱒ヶ沢町長平町字 甲音羽山 251-13	鱒ヶ沢町	0173-72-1571
青森スプリング・ スキーリゾート	54TVL38950495	鱒ヶ沢町長平町 西岩木山 75	青森リゾート(株)	0173-72-1011
西目屋小学校グラウンド	54TVK40409180	西目屋村大字田代 字稲元 196	西目屋村	0172-85-2111
アクアグリーンビレッジ ANMON	54TVK30508600	西目屋村大字川原 平字大川添 417	西目屋村	0172-85-2111

2.5 避難促進施設

弘前市、鱒ヶ沢町における避難促進施設は現在のところ指定がない。本計画を基に、今後協議会にて指定が必要な集客施設・要配慮者利用施設等について協議する。

参考に、現在把握している警戒範囲内に位置する施設を以下の表に示す。
(※ 融雪型火山泥流の警戒範囲は除く。)

表 2 - 1 3 警戒範囲内に位置する施設

自治体	施設名	施設種別	備考
		■集客施設系 交通／宿泊／その他集客施設 ■要配慮者利用施設系 学校／医療／その他要配慮者利用施設	
弘前市	多機能型事業者「大石の里」	その他要配慮者利用施設	
	県立弘前第一養護学校	その他要配慮者利用施設	
	県立弘前第二養護学校	その他要配慮者利用施設	
	県立さわらび療育福祉センター	その他要配慮者利用施設	
	弥生学園	学校／その他要配慮者利用施設	
	特別養護老人ホームサンアップルホーム	その他要配慮者利用施設	
	障害者支援施設「拓光園」	その他要配慮者利用施設	
	岩木山総合公園	宿泊／その他集客施設	
	アソベの森いわき荘	宿泊／集客施設	
	岩木スカイライン 8 合目休憩所	交通	
	岩木山百沢スキー場	その他集客施設	
	岩木青少年スポーツセンター	宿泊／その他集客施設	
鱒ヶ沢町	うぐいすの里	その他要配慮者利用施設	
	介護老人保健施設ながだい荘	その他要配慮者利用施設	
	グループホームやよい荘	その他要配慮者利用施設	
	中村保育所	その他要配慮者利用施設	
	舞戸保育所	その他要配慮者利用施設	
	舞戸小学校放課後ルーム	学校	
	鱒ヶ沢キャンプパーク	宿泊／その他集客施設	
	ロックウッド・ホテル&スパ	宿泊／その他集客施設	

2.6 合同会議

噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報が発表された場合など、噴火等に関する各種情報
その他火山活動に関する情報を交換し、それぞれが実施する応急対策について相互に協力する
ため、必要に応じて、国、関係地方公共団体、火山専門家等の関係者で構成される火山災害警
戒合同会議又は火山災害対策合同会議を開催する。

協議会の構成機関は、合同会議等が開催された場合、それに参加し、国と火山の活動状況や
被害情報等について、情報共有を行うとともに、防災対応について協議を行う。

合同会議を開催会場は、以下のとおりとする。

<合同会議開催会場>

○弘前市役所 岩木総合支所

住 所 : 弘前市賀田1丁目1-1

電話番号 : 0172-82-3111

3 噴火時等の対応（緊急フェーズ）

3.1 噴火警戒レベルが事前に引き上げられた場合の避難対応

（1）異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合

ア 協議会の構成機関の体制

協議会の構成機関は、異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合、協議会を開催し、必要な防災対応について協議を行い、対応にあたる。ただし、臨時の解説情報が発表された場合は、火山防災協議会における火山専門家等の火山活動の状況等の意見に基づき、火口周辺に位置する施設に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令する可能性がある。

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、防災対応が必要と判断される場合、情報連絡体制をとり、必要に応じて立入規制等の対応をとる。また、噴火警戒レベル2に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、登山道の規制や警戒範囲内の登山者等の避難誘導、救助活動などの防災対応の準備を行うことも想定する。

関係機関は、県または市町等が説明会等を開催する場合は、連携し対応する。

なお、規制を実施する場合は、噴火警戒レベル2の対応を参照する。

表3-1 異常現象の通報または臨時の解説情報が発表された場合の各自治体の体制

青森県	情報連絡体制（状況により災害警戒本部を設置）
弘前市	情報連絡体制（状況により災害警戒対策本部を設置）
鱒ヶ沢町	情報連絡体制（平時と同様）

イ 情報収集・伝達

協議会の構成機関は、仙台管区気象台から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、関係機関に情報を伝達し共有する。

①青森県

青森県は、仙台管区気象台から臨時の解説情報の発表等の連絡を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対しても、弘前市、鱒ヶ沢町と連携し、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について周知し、今後の情報について注目するように促す。

②弘前市

弘前市は、仙台管区気象台から臨時の解説情報の発表等を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、防災行政無線、報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促すとともに、火山防災協議会における火山専門家等の火山活動の状況等に基づき、火口周辺に位置する施設に対し、避難準備・高齢者等避難開始を発令する可能性がある。

火口近くに位置する施設である岩木スカイラインは、弘前市から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握、共有に努める。また、避難準備・高齢者等避難開始の発令について、連絡を受けた場合、施設利用者へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者の避難の準備を促し、避難誘導を行う。

③鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町は、仙台管区気象台から臨時の解説情報の発表等を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、防災行政無線、報道機関の活用等により、住民、登山者等に対して、異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表について伝達し、今後の情報について注目するよう促す。

火口近くに位置する施設である青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパは、鱒ヶ沢町から異常現象が発生していることや臨時の解説情報の発表の連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握、共有に努める。

(2) 噴火警戒レベル2の場合

【火山活動の状況】

火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生し、あるいは、発生すると予想される。

【警戒範囲】

想定火口の縁から概ね500m以内の範囲

【噴火警戒レベル2への引上げ基準】

<噴火前>

(次のいずれかが観測された場合)

- ・火山性地震の増加（地震回数が20回以上/24時間）
ただし、低周波地震を含む場合は基準未滿でも検討
- ・火山性微動の発生
- ・上記基準には達しない程度の火山性地震が増加し、それと同時に山体の膨張を示すわずかな地殻変動が観測された場合
- ・顕著な表面現象の発現（噴気、地熱域等）

<噴火後>

- ・小規模の噴火が確認された場合（事後の確認を含む）

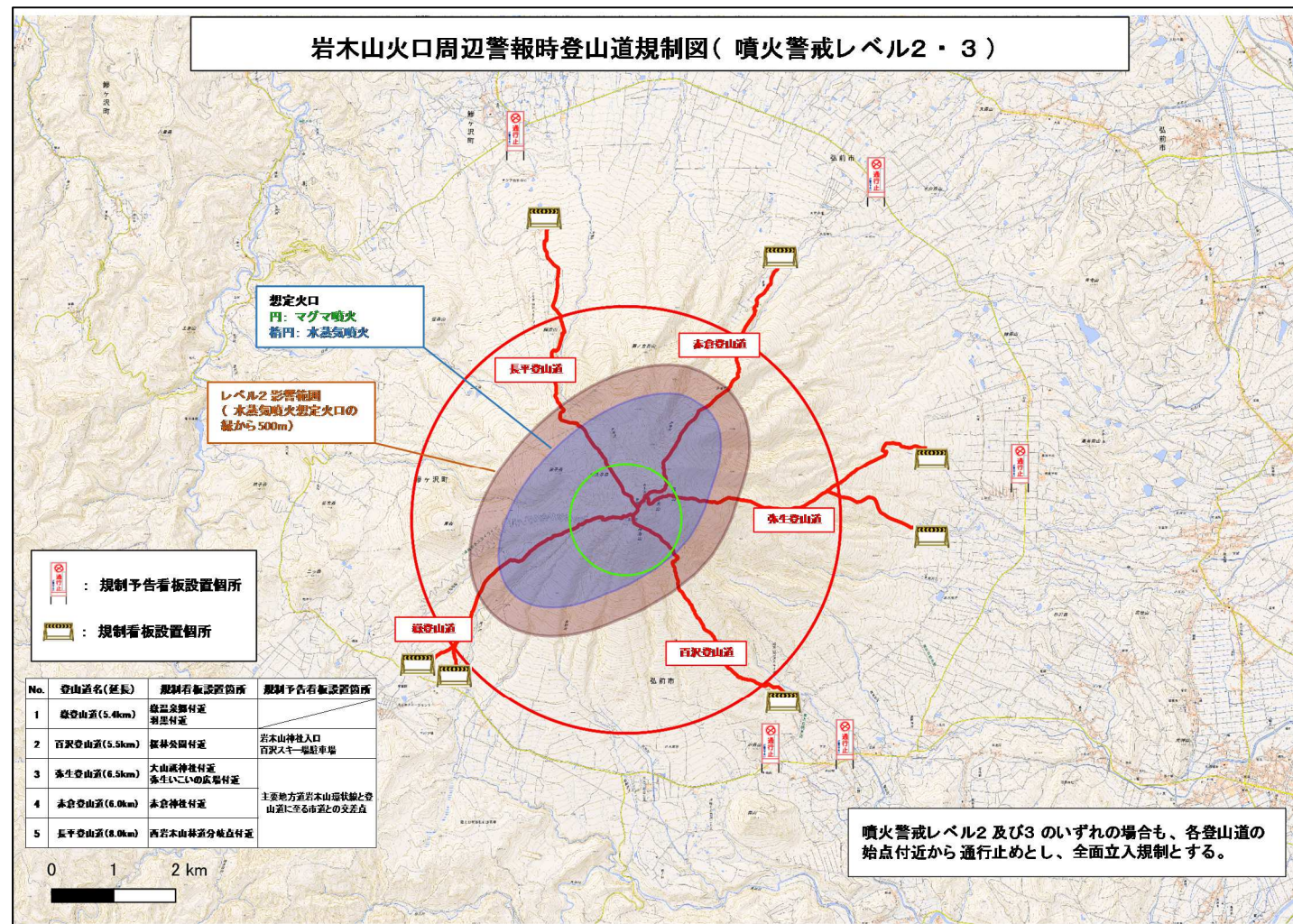


図3-1 岩木山火口周辺警報時登山道規制図(噴火警戒レベル2・3) [地理院地図使用]

予報 警報	警戒 範囲	キーワード	想定される火山現象、影響範囲内の 保全対象施設及び道路等	対応 ⇒ 警戒範囲への避難指示(緊急)を発令 特定地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令
噴 火 警 報 (火 口 周 辺 又 は 火 口 周 辺 警 報	想定火口の縁から概ね 500m以内の範囲	火 口 周 辺 規 制	<p>【施設】</p> <p><青森県> なし</p> <p><弘前市> ・山頂避難小屋 ・鳳鳴ヒュッテ ・焼止ヒュッテ</p> <p><鱒ヶ沢町> なし</p> <p><その他> ・山頂リフト ・岩木スカイライン8合目ターミナル</p> <p>【登山道】</p> <p><弘前市> ・嶽登山道 ・百沢登山道 ・弥生登山道 ・赤倉登山道</p> <p><鱒ヶ沢町> ・長平登山道 (管理者不在)</p> <p>【道路】</p> <p><青森県> なし</p> <p><弘前市> なし</p> <p><鱒ヶ沢町> なし</p> <p><その他> 岩木スカイライン</p> <p>【特定地域】</p> <p><弘前市> 常盤野地区</p>	<p>【情報収集】</p> <p><青森県> ・気象台より火山活動の状況等を収集 ・登山者等の情報収集のための窓口を設置 ・登山者等の名簿を作成</p> <p><弘前市> ・山頂リフト、岩木スカイライン8合目ターミナルの施設職員から登山者等の情報を収集</p> <p><鱒ヶ沢町> ・青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパの職員から登山者等の情報を収集</p> <p>【情報伝達】</p> <p><青森県> ・防災ヘリ等による火山情報の周知 ・火山活動状況を協議会関係者等に周知</p> <p><弘前市> ・岩木スカイラインへの火山情報の周知、岩木スカイライン規制依頼及び避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺施設への情報提供 ・常盤野地区へ避難準備・高齢者等避難開始情報伝達</p> <p><鱒ヶ沢町> ・青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパへの火山情報の周知及び避難誘導依頼</p> <p>【施設の閉鎖】</p> <p>・山頂リフト → 閉鎖 ・岩木スカイライン8合目ターミナル → 規制</p> <p>【登山道規制】</p> <p>・全ての登山道 → 規制</p> <p>【道路規制】</p> <p>・岩木スカイライン → 規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】</p> <p>・防災ヘリ(青森県) ・緊急速報メール(弘前市、鱒ヶ沢町) ・防災行政無線(弘前市、鱒ヶ沢町) ・スピーカー等の放送設備(岩木スカイライン、青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパ)</p>

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル2に引き上げられた場合、青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、表3-2の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、登山道の規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められている警戒範囲（想定火口の縁から500m以内の範囲）及び噴火警戒レベル3の警戒範囲（鳥の海火口から概ね3.5km以内の範囲）に基づき、協議会において火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議する。また、今後、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、実施すべき防災対応等について協議する。

表3-2 噴火警戒レベル2発表時の各自治体の体制

青森県	災害情報連絡室（状況により災害警戒本部又は災害対策本部を設置）
弘前市	情報連絡体制（状況により災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置）
鱒ヶ沢町	情報連絡体制（状況により災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置）

イ 情報収集・伝達

① 青森県

青森県は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。また、住民、登山者等に対して、青森県防災ホームページ、防災ヘリ等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や警戒範囲内の規制の実施等について周知する。

青森県は、弘前市、鱒ヶ沢町、警察等と連携し、登山届等から、登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い、規制区域内の登山者等の有無の把握に努め、協議会の構成機関と情報を共有する。

また、協議会の構成機関間で、規制の実施状況、住民、登山者等への周知等の対応状況を把握し情報共有する。必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会の開催に協力する。

② 弘前市

弘前市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、特定地域である常盤野地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道の規制や警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、火口近くに位置する施設（山頂リフト、岩木スカイライン8合目ターミナル）へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避

難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

火口近くに位置する施設である山頂リフト、岩木スカイライン 8 合目ターミナルの管理者は、弘前市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道の規制や警戒範囲内の規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、弘前市に報告する。

住民、登山者等への周知については、弘前市として以下の内容を周知する。

<住民等向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、弘前市役所です。

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが 2 に引き上げられました。

これにより、火口から 500 m 圏内に立入規制を行います。

規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外への避難をお願いします。

また、常盤野地区に、避難準備・高齢者等避難開始を発令します。

お年寄りの方等は、直ちに岩木 B & G 海洋センターへ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが 2 に引き上げられました。

火口から 500 m 圏内に立入規制を行います。

規制範囲内にいる皆様は規制範囲外への避難をお願いします。常盤野地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。

お年寄りの方等は、直ちに岩木 B & G 海洋センターへ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので避難の準備を始めてください。

③鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道の規制や警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、火口近くに位置する施設（青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパ）へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

火口近くに位置する施設（青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパ）の管理者は、鱒ヶ沢町から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道の規制や警戒範囲内の規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、鱒ヶ沢町に報告する。

住民、登山者等への周知については、鱒ヶ沢町として以下の内容を周知する。

<住民等向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、鱒ヶ沢町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
これより、火口から500m圏内に立入規制を行います。
規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外への避難をお願いします。
住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが2に引き上げられました。
火口から500m圏内に立入規制を行います。
規制範囲内にいる皆様は規制範囲外への避難をお願いします。
住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので避難の準備を始めてください。

ア 登山道規制

弘前市、鱒ヶ沢町は、登山道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。規制箇所等は表3-3のとおり。

表3-3 規制を行う登山道

整理番号	登山道名	規制位置	備考（登山道延長）
1	嶽登山道	嶽温泉郷付近および羽黒付近	5.4km
2	百沢登山道	王林公園付近	5.5km
3	弥生登山道	大山祇神社 弥生いこいの広場付近	6.5km
4	赤倉登山道	赤倉神社付近	6.0km
5	長平登山道	西岩木山林道分岐点	8.0km

イ 登山者等の避難誘導

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要となる車両等の確保を行う。

①青森県

青森県は、弘前市及び鱒ヶ沢町と協議し、規制範囲の周辺にいる登山者や観光客等を移送する車両等を手配する。また、防災ヘリ等を活用し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

②弘前市

弘前市は、防災行政無線、緊急速報メール等を利用し、また、火口近くに位置する施設（山頂リフト、岩木スカイライン8合目ターミナル）の職員等と連携し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

③鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町は、防災行政無線、緊急速報メール等を利用し、また、火口付近に位置する施設（青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパ）の職員等と連携し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

④その他機関

警察、消防は、火山活動の状況を勘案しながら、登山道周辺の規制範囲内に逃げ遅れた者がいないか確認する。

(3) 噴火警戒レベル3の場合

【火山活動の状況】

居住地の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。

【警戒範囲】

大きな噴石、融雪型火山泥流、火砕流・火砕サージ：鳥ノ海火口から概ね3.5km以内の範囲

【噴火警戒レベル3への引上げ基準】

<噴火前>

(次のいずれかが観測された場合)

- ・火山性微動の増加（レベル2の基準よりも振幅が大きいあるいは継続時間が長い）
- ・火山性地震の急増、規模増大（レベル2の基準よりも回数が多い）
- ・山体の膨張を示す明瞭な地殻変動
- ・表面現象の増大（噴気、地熱域等）

<噴火後>

- ・火口上500m以上の噴煙または噴石の到達範囲が火口の縁から500mを超える場合
- ・視界不良等で噴火の状況が確認できない場合で、松代白沢観測点で噴火に伴うと推定される空振が観測された場合

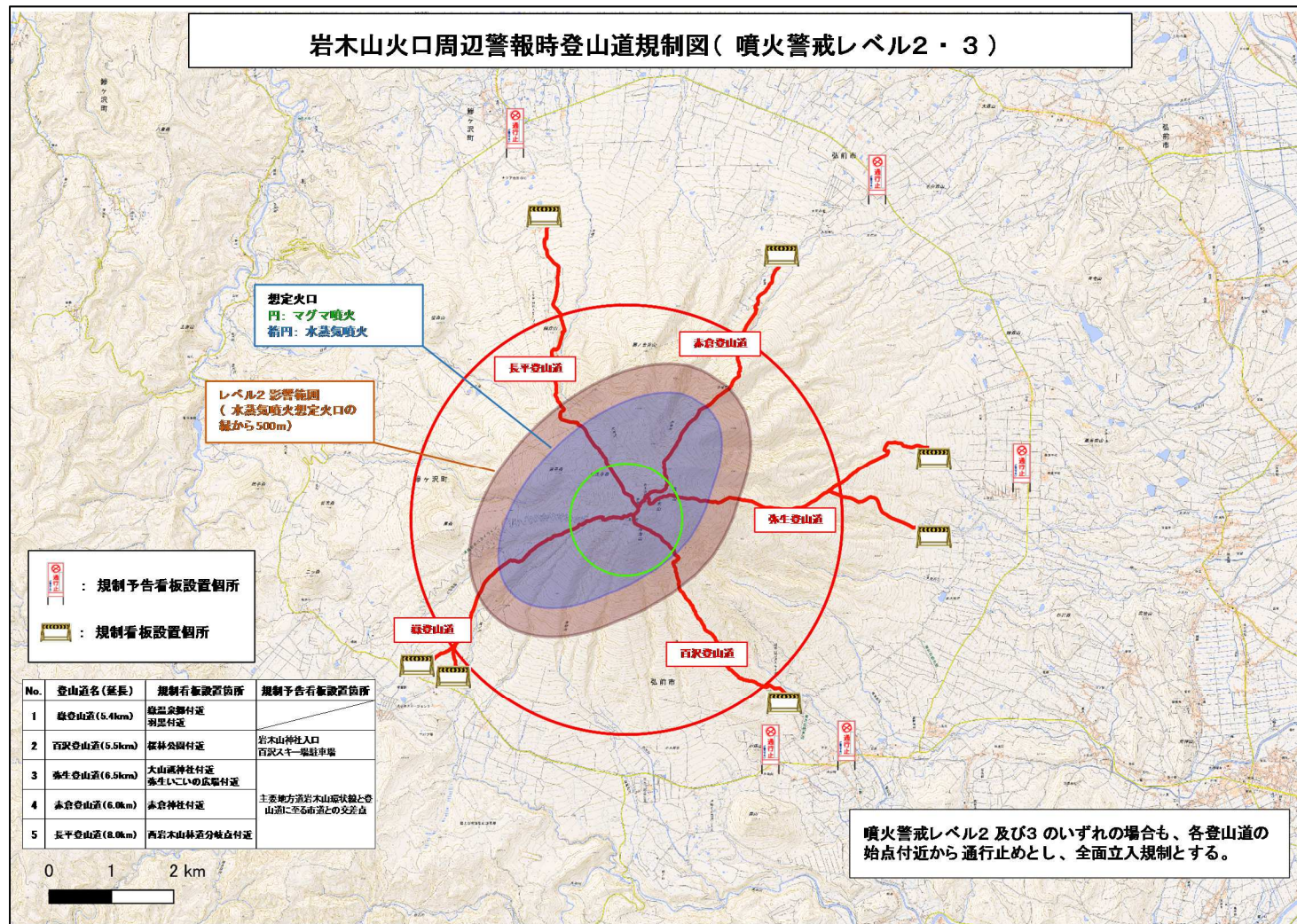


図3-1 岩木山火口周辺警報時登山道規制図(噴火警戒レベル2・3) (再掲)

予報 警報	警戒 範囲	キーワード	想定される火山現象、影響範囲内の 保全対象施設及び道路等	対応 ⇒ 警戒範囲へ避難指示(緊急)を発令
噴 火 警 報 (火 口 周 辺) 又 は 火 口 周 辺 警 報	鳥 ノ 海 火 口 か ら 概 ね 3. 5 k m 以 内 の 範 囲	入 山 規 制	<p>【施設】</p> <p><青森県> なし</p> <p><弘前市> ・山頂避難小屋 ・鳳鳴ヒュッテ ・焼止ヒュッテ ・百沢スキー場</p> <p><鱒ヶ沢町> なし</p> <p><その他> ・山頂リフト ・岩木スカイライン8合目ターミナル ・青森スプリング ・ロックウッド・ホテル&スパ</p> <p>【登山道】</p> <p><弘前市> ・巖登山道 ・百沢登山道 ・養生登山道 ・赤倉登山道</p> <p><鱒ヶ沢町> ・長平登山道 (管理者不在)</p> <p>【道路】</p> <p><青森県> なし</p> <p><弘前市> なし</p> <p><鱒ヶ沢町> なし</p> <p><その他> 岩木スカイライン</p> <p>【特定地域】</p> <p><弘前市> 常盤野地区</p>	<p>【情報収集】</p> <p><青森県> ・気象台より火山活動の状況等を収集 ・登山者等の情報収集のための窓口を設置 ・登山者等の名簿を作成</p> <p><弘前市> ・山頂リフト、岩木スカイライン8合目ターミナル、百沢スキー場の施設職員から登山者等の情報を収集</p> <p><鱒ヶ沢町> ・青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパの職員から登山者等の情報を収集</p> <p>【情報伝達】</p> <p><青森県> ・防災ヘリ等による火山情報の周知 ・火山活動状況を協議会関係者等に周知</p> <p><弘前市> ・岩木スカイライン、百沢スキー場への火山情報の周知、施設の利用規制依頼及び避難誘導依頼 ・警戒範囲周辺施設への情報提供 ・常盤野地区へ避難指示(緊急)情報伝達</p> <p><鱒ヶ沢町> ・青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパへの火山情報の周知及び避難誘導依頼</p> <p>【施設の閉鎖】</p> <p>・山頂リフト → 閉鎖 ・岩木スカイライン8合目ターミナル → 規制 ・百沢スキー場 → 閉鎖</p> <p>【登山道規制】</p> <p>・全ての登山道 → 規制</p> <p>【道路規制】</p> <p>・岩木スカイライン → 規制</p> <p>【登山者・観光客の避難誘導】</p> <p>・防災ヘリ(青森県) ・緊急速報メール(弘前市、鱒ヶ沢町) ・防災行政無線(弘前市、鱒ヶ沢町) ・スピーカー等の放送設備(岩木スカイライン、百沢スキー場、青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパ)</p>

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル3に引き上げられた場合、青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、表3-4の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、登山道規制を実施するとともに、避難促進施設等と連携し登山者等を安全に規制範囲外へ避難誘導する。

協議会の構成機関は、あらかじめ定められている警戒範囲（鳥ノ海火口から概ね3.5 km以内の範囲）に基づき、協議会で、火山活動の状況も踏まえ、規制範囲について協議（確認）する。

また、今後、噴火警戒レベルが引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導體制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

表3-4 噴火警戒レベル3発表時の各自治体の体制

青森県	災害警戒本部（状況により災害対策本部を設置）
弘前市	災害警戒対策本部（状況により災害対策本部を設置）
鱒ヶ沢町	情報連絡体制（状況により災害警戒対策本部又は災害対策本部を設置）

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。住民、登山者等に対して、青森県防災ホームページ、防災ヘリ等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道の規制や警戒範囲内の規制の実施について周知する。

青森県は、弘前市、鱒ヶ沢町、警察等と連携し、登山届等から、登山者等の情報を収集するとともに、登山口等で、規制範囲から避難してきた登山者等の情報を収集・整理し、登山届等との照会を行い、規制区域内の登山者等の有無の把握に努め、協議会の構成機関と情報を共有する。

また、協議会の構成機関間で、規制の実施状況、住民、登山者等への周知等の対応状況を把握し情報共有する。また、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会の開催に協力する。

②弘前市

弘前市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、特定地域である常盤野地区に避難指示（緊急）を発令するとともに、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道の規制や警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、火口近くに位置する施設（山頂リフト、岩木スカイライン8合目ターミナル、百沢スキー場）へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて住民、登山者等への合同説明会を開催する。

火口近くに位置する施設（山頂リフト、岩木スカイライン8合目ターミナル、百沢スキー場）の管理者は、弘前市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道の規制や警戒範囲内の規制について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、弘前市に報告する。

住民、登山者等への周知については、弘前市として以下の内容を周知する。

<住民等向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、弘前市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。
これより、火口から3.5km圏内に立入規制を行います。
規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外への避難をお願いします。
また、常盤野地区に避難指示（緊急）を発令します。
住民の皆様は直ちに岩木B&G海洋センターへ避難してください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。
火口から3.5km圏内に立入規制を行います。
規制範囲内にいる皆様は規制範囲外への避難をお願いします。
常盤野地区に避難指示（緊急）を発令します。
住民の皆様は直ちに岩木B&G海洋センターへ避難してください。

③鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、住民、登山者等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や登山道の規制や警戒範囲内の規制の実施について周知する。また、火口近くに位置する施設（青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパ）へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。

そのほか、必要に応じて、住民、登山者等への合同説明会を開催する。

火口近くに位置する施設（青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパ）の管理者は、鱒ヶ沢町から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や火口周辺規制の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、鱒ヶ沢町に報告する。

住民、登山者等への周知については、鱒ヶ沢町として以下の内容を周知する。

<住民等向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、鱒ヶ沢町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。
これより、火口から3.5km圏内に立入規制がかかります。
規制範囲内にいる皆様は、規制範囲外への避難をお願いします。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが3に引き上げられました。
火口から3.5km圏内に立入規制がかかります。
規制範囲内にいる皆様は規制範囲外への避難をお願いします。

ウ 登山道規制

弘前市、鱒ヶ沢町は、登山道に規制を周知する看板及びバリケードを設置し、規制を行う。規制箇所等については、表3-3参照。

エ 登山者等の避難誘導

避難誘導を行う際は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家等の助言により、規制範囲外への避難について火口周辺に位置する施設等と連携し対応する。また、利用者等の避難に必要な車両等の確保を行う。

①青森県

青森県は、弘前市及び鱒ヶ沢町と協議し、規制範囲の周辺にいる登山者や観光客等を送る車両等を手配する。また、防災ヘリ等を活用し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

②弘前市

弘前市は、防災行政無線、緊急速報メール、火口付近に位置する施設（山頂リフト、岩木スカイライン8合目ターミナル、百沢スキー場）の職員等と連携し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

③鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町は、防災行政無線、緊急速報メール、火口付近に位置する施設（青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパ）の職員等と連携し、登山者等に規制範囲内から規制範囲外への避難を呼びかける。

④その他機関

警察、消防は、火山活動の状況を勘案しながら、登山道周辺の規制範囲内に逃げ遅れた者がいないか確認する。

オ 要配慮者の避難準備

弘前市、鱒ヶ沢町は、噴火警戒レベル4に引き上げられた場合を想定し、要配慮者に対して避難の準備を呼びかけるとともに、要配慮者等が自主避難することを想定し、避難所等の開設準備を行う。

噴火警戒レベル4の警戒範囲内に位置する要配慮者利用施設は、噴火警戒レベル3になった場合、避難の準備を行う。その際、受入先の確保・調整、避難誘導方法について確認し避難に備える。

カ 避難促進施設による避難誘導

火口近くに位置する避難促進施設等は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが3に引き上げられたことを周知するとともに、退避が必要な場合、緊急退避の措置をとる。また、弘前市、鱒ヶ沢町と協議・連携し、規制範囲外への避難誘導を行う。

弘前市、鱒ヶ沢町は、火山活動の状況や気象庁、火山専門家、協議会等の助言を踏まえ、避難促進施設の利用者等の緊急退避やその後の避難について施設と協議し、避難が必要となった場合には、施設と連携し規制範囲外への避難誘導にあたる。また、要配慮者が利用する避難促進施設から、避難先の確保について依頼があった場合、必要に応じて青森県と連携し受入先の確保・調整を行う。

青森県は、要配慮者が利用する避難促進施設等について、市町村から受け入れ先の確保の要請があった場合、その確保・調整を行う。

(4) 噴火警戒レベル4の場合

【火山活動の状況】

レベル4：居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。

【警戒範囲】

火砕流・火砕サージ：鳥ノ海火口から概ね9 km以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域

融雪型火山泥流：鳥ノ海火口から概ね9 km以内の範囲及び岩木川源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域

大きな噴石：鳥ノ海火口から概ね3.5 km以内の範囲

【噴火警戒レベル4への引上げ基準】

<居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性>

- ・噴火規模の拡大などにより融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性が出てきた場合（レベル3からの引上げ、急速に変化している場合はレベル5に引き上げを検討）

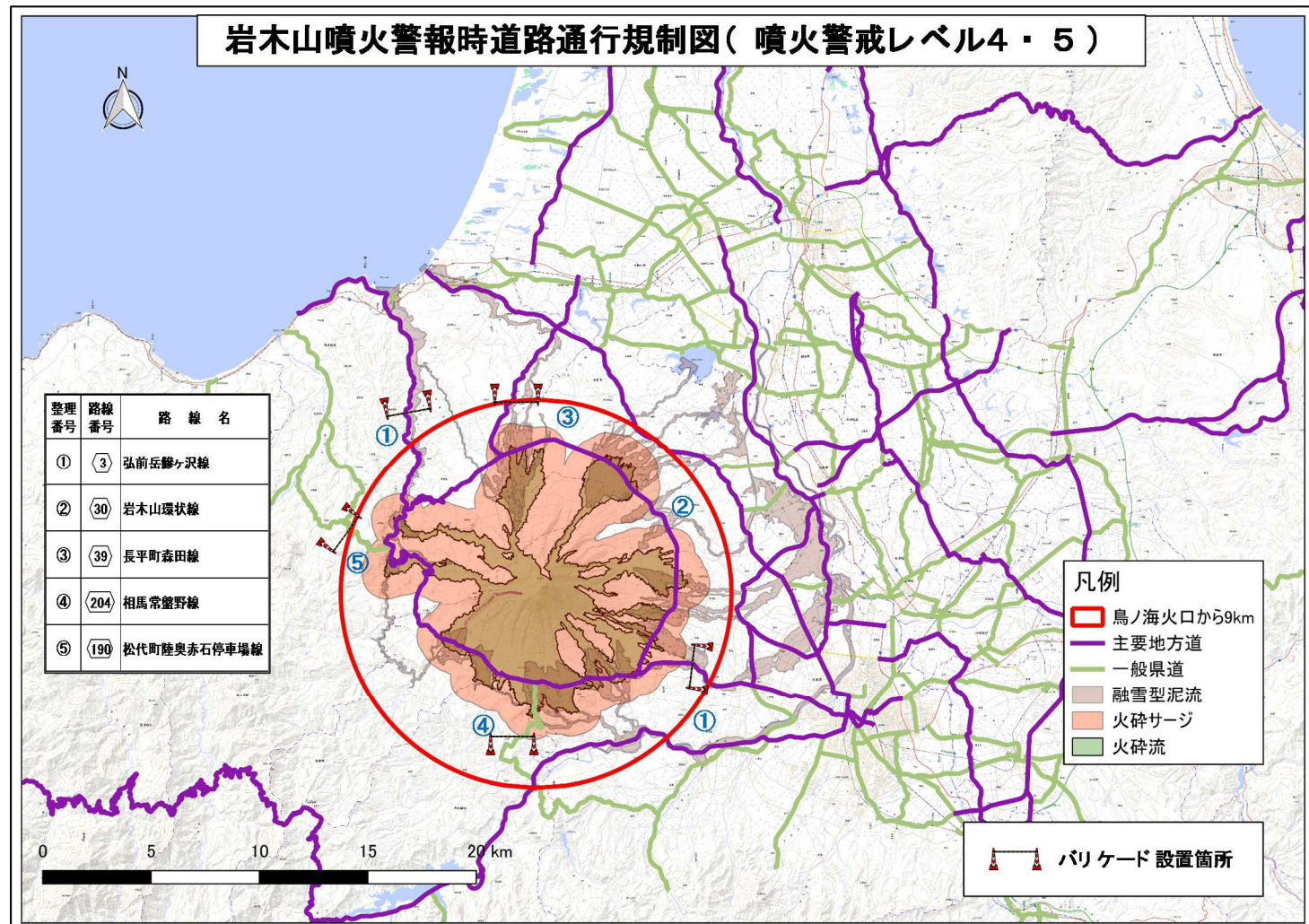


図3-2 岩木山噴火警戒時道路通行規制図（噴火警戒レベル4・5） [地理院地図使用]

予報警報	警戒範囲	キーワード	想定される火山現象、影響範囲内の保全対象施設及び道路等警戒範囲内の施設を記載	対応
噴火警報（居住地域）又は噴火警報	鳥ノ海火口から概ね9 km以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域及び岩木川源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域	避難準備	<p>【対象地域】</p> <p><弘前市> （火砕流・火砕サージ） 高岡地区、新法師地区、百沢地区、弥生地区、裾野地区（一部） （融雪型火山泥流） 高野地区、館後地区、国吉地区、黒土地区、葛原地区、宮地地区、八幡地区、中崎地区、大川地区、青女子地区 （以下、地区の一部） 吉川地区、新岡地区、五代地区、賀田地区、高屋地区、横町地区、蒔苗地区、独狐地区、土堂地区、元薬師堂地区、石渡地区、中別所地区、折笠地区、宮館地区、三世寺地区、高杉地区、前坂地区、種市地区、榎木地区、鬼沢地区、小友地区、三和地区、貝沢地区、大森地区、十面沢地区、紙漉沢地区</p> <p><鱈ヶ沢町> （火砕流・火砕サージ） 中村地区（一部） （融雪型火山泥流） 中村地区、鳴沢地区、舞戸地区、鱈ヶ沢地区</p> <p>【施設】 上記対象地域内施設</p> <p>【道路】 <青森県> 弘前岳鱈ヶ沢線、岩木山環状線、長平町森田線、相馬常盤野線、松代町陸奥赤石停車場線（積雪時は以下の路線も含む） 国道101号、弘前岳鱈ヶ沢線、岩木山環状線、長平町森田線、弘前鱈ヶ沢線、五所川原岩木線、弘前柏線、弘前環状線、岩崎西目屋弘前線、鳴沢停車場線、鬼沢種市線、前坂藤崎線、相馬常盤野線、関ヶ平五代線、松代町陸奥赤石停車場線、鱈ヶ沢停車場線</p> <p><弘前市> 長前猿沢線、十面沢嚮線、大森大石線、貝沢1号線、鬼沢線、高杉線、中別所弥生線、折笠弥生線、賀田新岡線、宮地葛原線、新岡高岡線、宮地百沢線、兼平三本柳線、百沢国吉線、地藏様国吉線</p>	<p>対応 ⇒ 鳥ノ海火口から概ね9 km以内の警戒範囲へ避難指示（緊急）を発令 河川流域の警戒範囲へ避難準備・高齢者等避難開始を発令</p> <p>【情報収集】 <青森県> ・火山活動状況情報収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・県内の被害状況確認</p> <p><弘前市> ・住民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認</p> <p><鱈ヶ沢町> ・住民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認</p> <p>【情報伝達】 <青森県> ・火山活動状況を協議会関係者に周知 ・警察、消防に協力依頼 ・災害関連情報を住民に広報</p> <p><弘前市> ・対象地域へ避難準備・高齢者等避難開始情報伝達 ・火山活動状況を住民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供</p> <p><鱈ヶ沢町> ・対象地域へ避難準備・高齢者等避難開始情報伝達 ・火山活動状況を住民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供</p> <p>【道路規制】 規制路線を協議し、通行規制</p> <p>【避難誘導】 ・施設利用者への避難誘導（集客施設、宿泊施設、要配慮者施設等） ・住民等の戸別訪問による避難誘導（警察、消防、弘前市、鱈ヶ沢町） ・緊急速報メール（弘前市、鱈ヶ沢町） ・防災行政無線（弘前市、鱈ヶ沢町） ・広報車（弘前市、鱈ヶ沢町）</p>

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル4に引き上げられた場合、青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、表3-5の体制をとり、関係機関との情報共有体制を強化する。

また、弘前市、鱒ヶ沢町は、火山の活動状況に応じて、協議会における協議や関係機関からの助言を踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始を発令する地域を決定し、避難対象地域に避難準備・高齢者等避難開始を発令するとともに、要配慮者の避難を呼びかけ、関係機関と連携し避難誘導にあたる。

協議会の構成機関は、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化するとともに、協議会における協議を踏まえ、各々防災対応にあたる。

また、今後、噴火警戒レベルが5に引き上げられた場合や噴火した場合に備え、避難対象地域や避難経路、避難所等の確認、避難誘導体制などの防災対応について協議し、各機関の準備を促す。

表3-5 噴火警戒レベル4発表時の各自治体の体制

青森県	災害対策本部
弘前市	災害対策本部
鱒ヶ沢町	災害警戒対策本部（状況により災害対策本部を設置）

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。住民等に対して、青森県防災ホームページ等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報等について周知する。また、市町村や警察、その他機関が収集した情報を集約し、協議会の構成機関で共有する。

また、協議会の構成機関間で、住民等の避難の実施状況、住民等への周知等の対応状況を把握し情報共有する。また、必要に応じて、警戒範囲内に位置する施設等に対する合同説明会の開催に協力する。

②弘前市

弘前市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難準備・高齢者等避難開始の発令について周知する。住民等に避難準備・高齢者等避難開始等の情報を確実に伝えるために、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。また、必要に応じて、住民、警戒範囲内に位置する施設等に対する合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する施設は、弘前市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難準備・高齢者等避難開始等の発令について連絡を受けた場合、施設利用者等へ情

報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、弘前市に報告する。

住民等への周知については、弘前市として以下の内容を周知する。

1) 非積雪期（融雪型火山泥流の可能性がないとき）

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、弘前市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
これより、高岡・新法師・百沢・弥生地区と裾野地区の一部に避難準備・高齢者等準備開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに岩木B&G海洋センター・中央公民館岩木館・岩木文化センター・北辰学区高杉ふれあいセンターへ避難を開始してください。その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
高岡・新法師・百沢・弥生地区と裾野地区の一部に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに岩木B&G海洋センター・中央公民館岩木館・岩木文化センター・北辰学区高杉ふれあいセンターへ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので避難の準備を始めてください。

2) 積雪期（融雪型火山泥流の可能性があるとき）

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、弘前市役所です。
岩木山で融雪型火山泥流が発生する恐れがあります。
これより、〇〇地区に避難準備・高齢者等準備開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに〇〇〇〇へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後、泥流が発生する恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

<緊急時におけるメールの内容>

岩木山で融雪型火山泥流が発生する恐れがあります。
〇〇地区に避難準備・高齢者等準備開始を発令します。お年寄りの方等は、直ちに〇〇〇〇へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後、泥流が発生する恐れがありますので避難の準備を始めてください。

(※ 〇〇については、避難対象地区及び地区に対応する避難所名を入れる。)

③ 鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難準備・高齢者等避難開始等の発令について周知する。住民等に避難準備・高齢者等避難開始等の情報を確実に伝えるために、ホ

ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。また、必要に応じて、住民、警戒範囲内に位置する施設等に対する合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する施設は、鱈ヶ沢町から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難準備・高齢者等避難開始の発令について連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）するとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、鱈ヶ沢町に報告する。

住民等への周知については、鱈ヶ沢町として以下の内容を周知する。

1) 非積雪期（融雪型火山泥流の可能性がないとき）

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、鱈ヶ沢町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
これより、中村地区の一部に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに旧建石小学校、西海小学校、旧赤石小学校、中村公民館へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが4に引き上げられました。
中村地区の一部に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに旧建石小学校、西海小学校、旧赤石小学校、中村公民館へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後、噴火の恐れがありますので避難の準備を始めてください。

2) 積雪期（融雪型火山泥流の可能性があるとき）

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、鱈ヶ沢町役場です。
岩木山で融雪型火山泥流が発生する恐れがあります。
これより、中村地区、舞戸地区、鱈ヶ沢地区、鳴沢地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに指定の避難所へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後、泥流が発生する恐れがありますので、避難の準備を始めてください。

<緊急時におけるメールの内容>

岩木山で融雪型火山泥流が発生する恐れがあります。
中村地区、舞戸地区、鱈ヶ沢地区、鳴沢地区に避難準備・高齢者等避難開始を発令します。
お年寄りの方等は、直ちに指定の避難所へ避難を開始してください。
その他の住民の皆様は、今後、泥流が発生する恐れがありますので避難の準備を始めてください。

ウ 避難所の開設等

弘前市、鱈ヶ沢町は、自主的な避難や要配慮者の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を行う。さらに今後の避難勧告等の発令も想定し、避難所等の開設準備を行

う。なお、避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

青森県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において、市町を支援する。また、市町が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

各市町が噴火警戒レベル4にて先行して開設する避難所は次のとおり。

<弘前市>

避難所	住所	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
岩木B & G海洋センター	兼平字猿沢 32-11	0172-82-5700	1,338	669
中央公民館岩木館	賀田一丁目 18-3	0172-82-3214	979	489
岩木文化センター	賀田一丁目 18-4	0172-82-3214	624	312
北辰学区高杉ふれあいセンター	独狐字山辺 72-1	0172-95-3601	796	398
東目屋ふれあいセンター	中野字中豊田 20	0172-86-2112	944	472
岩木小学校	五代字前田 451	0172-82-3008	1,914	957
自得小学校	鬼沢字菖蒲沢 109-4	0172-98-2221	447	223
新和小学校	青女子字桜苺 292-4	0172-73-2673	531	265
新和中学校	種市字小島 57-2	0172-73-2276	1,280	640
新和地区体育文化交流センター	種市字木幡 387	0172-72-0055	676	338
北辰中学校	高杉字五反田 191	0172-95-2019	1,098	549
船沢小学校	細越字早稲田 42	0172-96-2120	719	359
船沢中学校	富栄字浅井名 1	0172-96-2130	1,179	589
致遠小学校	浜の町北一丁目 7-1	0172-34-3251	989	494
河西体育センター	石渡 1 丁目 19-1	0172-38-3200	1,008	504
裾野地区体育文化交流センター	十面沢字轡 8-9	0172-99-7072	716	358
相馬総合支所	五所字野沢 41-1	0172-84-2111	247	123
計 17か所			15,485	7,739

<鱒ヶ沢町>

避難所	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
西海小学校	舞戸町字小夜 190	0173-72-2078	743	600
鱒ヶ沢中学校	赤石町字大和田 27	0173-72-3083	1,536	1,300
勤労者体育センター	舞戸町字小夜 151	0173-72-2111	945	500
(旧) 鳴沢小学校	北浮田町字外馬屋 51-3	0173-72-2111	395	500
(旧) 建石小学校	建石町字島田 150	0173-72-2111	617	500
中村公民館	中村町字中山ノ井 170-1	0173-82-1127	428	100
赤石公民館	赤石町字宇名原 232-2	0173-72-2858	439	100
日本海拠点館	舞戸町字北禿 181	0173-72-5555	8,293	100
計 9カ所			13,396	3,700

工 要配慮者の避難誘導・住民等の避難準備

弘前市、鱒ヶ沢町は、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、この段階で要配慮者の避難誘導を優先して行う。また、警察、消防、避難支援等関係者等と協力し避難誘導を行い、避難行動要支援者名簿等により、安否確認や避難完了の確認等を行う。住民等には、防災行政無線や緊急速報メールの配信等を行い、避難準備を行うよう呼びかける。

警察、消防は、弘前市、鱒ヶ沢町から要請を受け、要配慮者の避難誘導を行う。また、避難行動要支援者の避難誘導に際して、避難行動要支援者名簿等を活用し、施設職員や他の避難支援者等関係者とも協力して行う。

オ 避難対象地域にいる観光客等の帰宅支援

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、避難対象地域にいる観光客等に対して、交通機関の運行状況等に関する情報を提供し、帰宅支援を行う。また、必要に応じて、バスやタクシー等の交通手段を確保し、観光客等の輸送を行う。

カ 避難促進施設による避難誘導

要配慮者が利用する避難促進施設は、弘前市、鱒ヶ沢町の避難準備・高齢者等避難開始の発令に従い、避難誘導を実施する。

弘前市、鱒ヶ沢町は、要配慮者が利用する避難促進施設等から依頼があった場合、受入先の確保・調整、要配慮者の搬送手段の手配などを行う。

青森県は、要配慮者が利用する避難促進施設等の避難に際して、市町村から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。

キ 通行規制等

噴火警戒レベルが4に引き上げられた場合、青森県、弘前市は、協議会や合同会議において道路の通行規制について協議を行い、あらかじめ定められた箇所等で通行規制を実施する。規制を行う路線は、以下のとおり。なお、規制する路線や区間については、噴火の状況等に応じて変更する。

<青森県管理道路>

整理番号	路線番号	路線名	規制区間
①	県道3号	弘前岳鱒ヶ沢線	弘前市大字八幡字須崎 ～ 鱒ヶ沢町字鷺泊
②	県道30号	岩木山環状線	鱒ヶ沢町大字芦荻町字下雲母坂 ～ 弘前市大字百沢字寺沢
③	県道39号	長平町森田線	鱒ヶ沢町大字長平町字甲音羽山 ～ 鱒ヶ沢町大字建石字大曲
④	県道204号	相馬常盤野線	西目屋村大字白沢字沢無平 ～ 弘前市大字百沢字裾野
⑤	県道190号	松代町陸奥赤石停車場線	鱒ヶ沢町大字松代町字土倉 ～ 鱒ヶ沢町大字深谷町字黒森

<弘前市管理道路>

整理番号	路線名	規制箇所	備考
1	長前猿沢線	中部広域農道交差部	
2	十面沢轡線	裾野小学校前	
3	大森大石線	大森集落端	
4	貝沢1号線	貝沢集落端	
5	鬼沢線	中部広域農道交差部	
6	高杉線	高杉尾上山3号線交差部	
7	中別所弥生線	中別所集落端	
8	折笠弥生線	折笠2号線交差部	
9	賀田新岡線	薬師山本線交差部	
10	宮地葛原線	葛原字土筆山集落端	
11	新岡高岡線	葛原字大柳集落端	
12	宮地百沢船	宮地山麓線交差部	旧弘前岳鱒ヶ沢線
13	兼平三本柳線	高館山老健施設前	アップルロード
14	百沢国吉線	館後1号線交差部	
15	地蔵様国吉線	国吉集落端	

(5) 噴火警戒レベル5の場合

【火山活動の状況】

レベル5：居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。

【警戒範囲】

火砕流・火砕サージ：鳥ノ海火口から概ね9 km以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域

融雪型火山泥流：鳥ノ海火口から概ね9 km以内の範囲及び岩木川源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域

大きな噴石：鳥ノ海火口から概ね3.5 km以内の範囲

【噴火警戒レベル5への引上げ基準】

<規模や位置が特定できない噴火が発生し、居住地域に重大な被害を及ぼすことが予想される>

・噴火の規模や位置が特定できない場合に、融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージの可能性がある

<居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫>

・融雪型火山泥流または火砕流・火砕サージが発生、あるいは切迫している場合

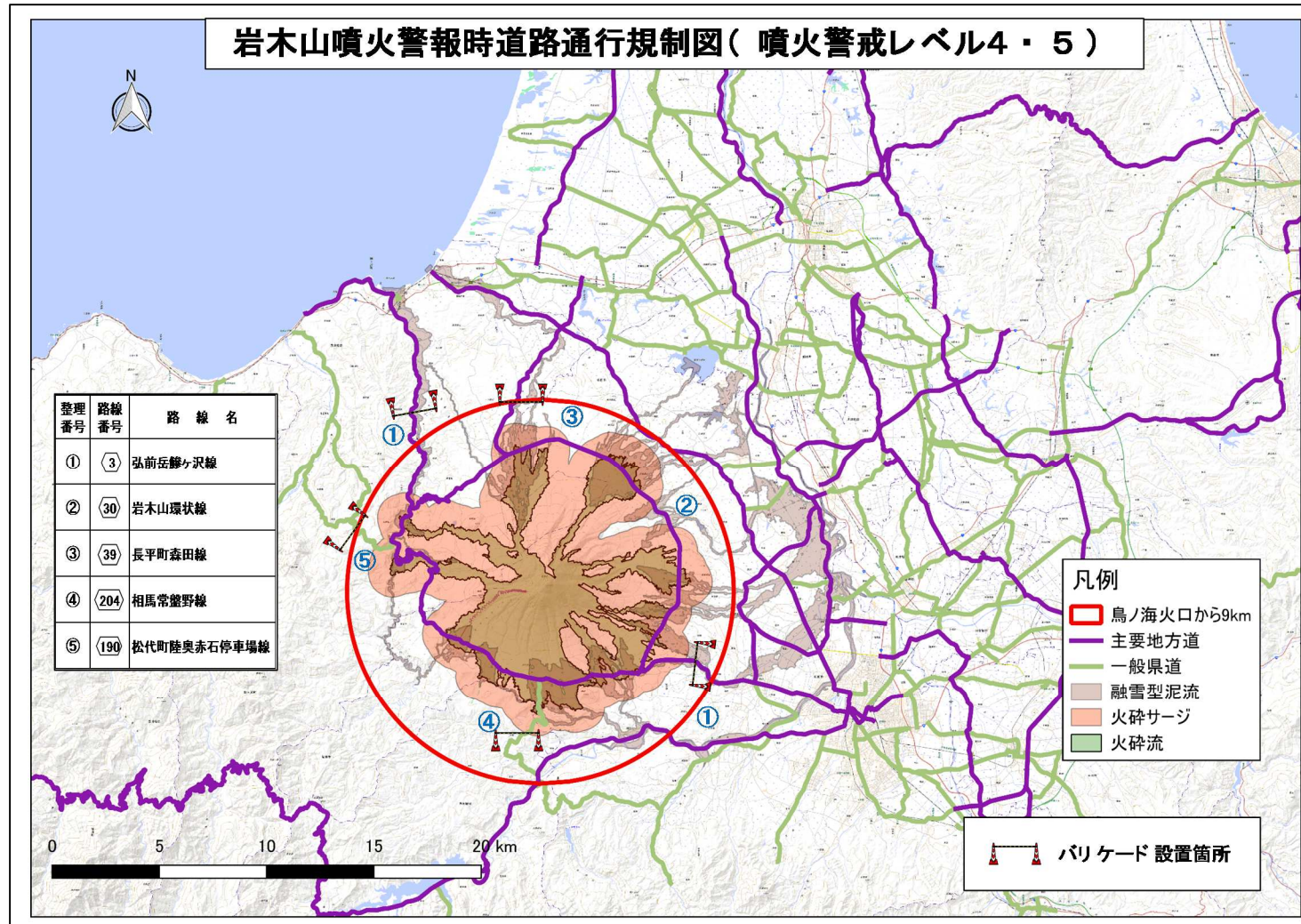


図3-2 岩木山噴火警戒時道路通行規制図(噴火警戒レベル4・5) (再掲) [地理院地図使用]

予報 警報	警戒 範囲	キーワード	想定される火山現象、影響範囲内の 保全対象施設及び道路等 警戒範囲内の施設を記載	対応 → 警戒範囲へ避難指示(緊急)を発令
噴 火 警 報 (居 住 地 域) 又 は 噴 火 警 報	鳥ノ海火口から概ね9 km以内の範囲で影響が及ぶと予想される居住地域及び岩木川源流の河川流域で影響が及ぶと予想される居住地域	避 難	<p>【対象地域】</p> <p><弘前市> (火砕流・火砕サージ) 高岡地区、新法師地区、百沢地区、弥生地区、裾野地区(一部) (融雪型火山泥流) 高野地区、館後地区、国吉地区、黒土地区、葛原地区、宮地地区、八幡地区、中崎地区、大川地区、青女子地区 (以下、地区の一部) 吉川地区、新岡地区、五代地区、賀田地区、高屋地区、横町地区、蒔苗地区、独狐地区、土堂地区、元薬師堂地区、石渡地区、中別所地区、折笠地区、宮館地区、三世寺地区、高杉地区、前坂地区、種市地区、榎木地区、鬼沢地区、小友地区、三和地区、貝沢地区、大森地区、十面沢地区、紙漉沢地区</p> <p><鰯ヶ沢町> (火砕流・火砕サージ) 中村地区(一部) (融雪型火山泥流) 中村地区、鳴沢地区、舞戸地区、鰯ヶ沢地区</p> <p>【施設】 上記対象地域内施設</p> <p>【道路】 <青森県> 弘前岳鰯ヶ沢線、岩木山環状線、長平町森田線、相馬常盤野線、松代町陸奥赤石停車場線 (積雪時は以下の路線も含む) 国道101号、弘前岳鰯ヶ沢線、岩木山環状線、長平町森田線、弘前鰯ヶ沢線、五所川原岩木線、弘前柏線、弘前環状線、岩崎西目屋弘前線、鳴沢停車場線、鬼沢種市線、前坂藤崎線、相馬常盤野線、関ヶ平五代線、松代町陸奥赤石停車場線、鰯ヶ沢停車場線</p> <p><弘前市> 長前猿沢線、十面沢轡線、大森大石線、貝沢1号線、鬼沢線、高杉線、中別所弥生線、折笠弥生線、賀田新岡線、宮地葛原線、新岡高岡線、宮地百沢線、兼平三本柳線、百沢国吉線、地蔵様国吉線</p>	<p>【情報収集】</p> <p><青森県> ・火山活動状況情報収集 ・住民等の避難状況の情報収集 ・県内の被害状況確認</p> <p><弘前市> ・住民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認</p> <p><鰯ヶ沢町> ・住民等の避難状況の情報収集 ・市内の被害状況の確認</p> <p>【情報伝達】</p> <p><青森県> ・火山活動状況を協議会関係者に周知 ・警察、消防に協力依頼 ・災害関連情報を住民に広報</p> <p><弘前市> ・対象地域へ避難指示(緊急)を発令 ・火山活動状況を住民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供</p> <p><鰯ヶ沢町> ・対象地域へ避難指示(緊急)を発令 ・火山活動状況を住民へ周知 ・警戒範囲内施設への情報提供</p> <p>【道路規制】 規制路線を協議し、通行規制</p> <p>【避難誘導】</p> <p>・施設利用者への避難誘導(集客施設、宿泊施設、要配慮者施設等) ・住民等の戸別訪問による避難誘導(警察、消防、弘前市、鰯ヶ沢町) ・緊急速報メール(弘前市、鰯ヶ沢町) ・防災行政無線(弘前市、鰯ヶ沢町) ・広報車(弘前市、鰯ヶ沢町)</p>

ア 協議会の構成機関の体制

噴火警戒レベル5に引き上げられた場合、青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、表3-6の体制をとり、情報収集・伝達、情報共有体制を強化する。

また、弘前市、鱒ヶ沢町は、避難対象地域に避難指示（緊急）を発令するとともに、関係機関と連携し避難誘導にあたる。なお、火山の活動状況に応じて、協議会での協議や助言を踏まえ、避難対象地域を決定する。

協議会の構成機関は、情報収集・伝達、情報の共有体制を強化するとともに、あらかじめ定められた防災体制をとる。

また、本計画の想定を越える噴火が発生した場合や影響範囲の拡大に備え、避難対象地域の拡大や広域避難などについて検討する。

表3-6 協議会構成機関の体制

青森県	災害対策本部
弘前市	災害対策本部
鱒ヶ沢町	災害対策本部

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報を伝達し共有する。住民等に対して、青森県防災ホームページ等により噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報等について周知する。また、市町村や警察、その他機関が収集した住民等の避難状況や県内の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関で共有する。

②弘前市

弘前市は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難指示（緊急）の発令について周知する。住民等に避難指示（緊急）等の情報を確実に伝えるために、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。また、必要に応じて、住民、警戒範囲内に位置する施設等に対する合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する施設は、弘前市から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難指示（緊急）の発令について連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、弘前市に報告する。

住民等への周知については、弘前市として以下の内容を周知する。

1) 非積雪期（融雪型火山泥流の可能性がないとき）

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、弘前市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが5に引き上げられました。
これより、高岡・新法師・百沢・弥生地区と裾野地区の一部に避難指示（緊急）を発令します。
住民の皆様は、直ちに岩木B&G海洋センター・中央公民館岩木館・岩木文化センター・北辰学区高杉ふれあいセンターへ避難してください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが5に引き上げられました。
高岡・新法師・百沢・弥生地区と裾野地区の一部に避難指示（緊急）を発令します。
住民の皆様は、直ちに岩木B&G海洋センター・中央公民館岩木館・岩木文化センター・北辰学区高杉ふれあいセンターへ避難してください。

2) 積雪期（融雪型火山泥流の可能性があるとき）

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、弘前市役所です。岩木山で融雪型火山泥流が発生する恐れがあります。
これより、〇〇地区に避難指示（緊急）を発令します。
住民の皆様は、直ちに〇〇〇〇へ避難してください。

<緊急時におけるメールの内容>

岩木山で融雪型火山泥流が発生する恐れがあります。
〇〇地区に避難指示（緊急）を発令します。住民の皆様は、直ちに〇〇〇〇へ避難を開始してください。

（※ 〇〇については、避難対象地区及び地区に対応する避難所名を入れる。）

③ 鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町は、仙台管区気象台から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報の発表を受けた場合、直ちに関係機関に情報伝達し情報共有を図る。また、住民等に対して、噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難指示（緊急）の発令について周知する。住民等に避難指示（緊急）等の情報を確実に伝えるために、ホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、情報伝達を行う。また、必要に応じて、住民、警戒範囲内に位置する施設等に対する合同説明会を開催する。

警戒範囲内に位置する施設は、鱒ヶ沢町から噴火警戒レベルの引上げに関する噴火警報や避難指示（緊急）の発令について連絡を受けた場合、施設利用者等へ情報伝達（周知）し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の観光客等の人数等の把握に努め、鱒ヶ沢町に報告する。

住民等への周知については、鱒ヶ沢町として以下の内容を周知する。

1) 非積雪期（融雪型火山泥流の可能性がないとき）

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、鱒ヶ沢町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが5に引き上げられました。
これより、中村地区に避難指示（緊急）を発令します。
住民の皆様は、直ちに指定の避難所へ避難してください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の噴火警戒レベルが5に引き上げられました。
中村地区に避難指示（緊急）を発令します。
住民の皆様は、直ちに指定の避難所へ避難してください。

2) 積雪期（融雪型火山泥流の可能性があるとき）

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、鱒ヶ沢町役場です。
岩木山で融雪型火山泥流が発生する恐れがあります。
これより、中村地区、舞戸地区、鱒ヶ沢地区、鳴沢地区に避難指示（緊急）を発令します。
住民の皆様は、直ちに指定の避難所へ避難してください。

<緊急時におけるメールの内容>

岩木山で融雪型火山泥流が発生する恐れがあります。
中村地区、舞戸地区、鱒ヶ沢地区、鳴沢地区に避難指示（緊急）を発令します。住民の皆様は、直ちに指定の避難所へ避難してください。

ウ 通行規制等

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、あらかじめ定められた箇所等で通行規制を実施する。なお、規制の範囲については、噴火の状況等に応じて変更する。

規制を行う路線等については、噴火警戒レベル4「ト 通行規制等」の項目を参照。

エ 避難所の開設等

弘前市、鱒ヶ沢町は、住民等の避難に際して、その受入先となる避難所等の開設を速やかに行う。避難生活が長期化することにも留意し、避難所等となる施設を確保し、物資等の供給体制も構築しておく。

青森県は、避難生活が長期化することを考慮した避難所等の確保において市町村を支援する。また、市町村が行う物資等の供給に関する支援体制を整備しておく。

弘前市、鱒ヶ沢町の避難対象地区、避難所、避難経路は次のとおり。

<弘前市> ※印：融雪型火山泥流が発生すると予想される場合

避難対象地区	避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
高岡地区	60	174	弘前市消防団 岩木西地区団高岡分団	岩木 B&G 海洋センター	県道弘前岳鱒ヶ沢線
新法師地区	75	219	弘前市消防団 岩木西地区団新法師分団	岩木 B&G 海洋センター	市道宮地百沢線
百沢地区 (杉山町会・上弥生町会 含む)	442	890	弘前市消防団 岩木西地区団百沢分団	中央公民館岩木館・岩木 文化センター・北辰学区 高杉ふれあいセンター	県道弘前岳鱒ヶ沢線
弥生地区 (弥生町会含む)	50	125	弘前市消防団 船沢地区団第7分団	北辰学区高杉ふれあいセ ンター	市道高杉線
裾野地区(一部)※	5	12	弘前市消防団 裾野地区団第4,5,6分団	北辰学区高杉ふれあいセ ンター	県道弘前鱒ヶ沢線
高野地区 ※	23	61	弘前市消防団 東目屋地区団第1分団	東目屋ふれあいセンター	県道岩崎西目屋弘前線
館後地区 ※	11	24	弘前市消防団 東目屋地区団第1分団	東目屋ふれあいセンター	県道岩崎西目屋弘前線
国吉地区 ※	119	296	弘前市消防団 東目屋地区団第1分団	東目屋ふれあいセンター	県道岩崎西目屋弘前線
黒土地区 ※	38	81	弘前市消防団 東目屋地区団第4分団	東目屋ふれあいセンター	県道岩崎西目屋弘前線
吉川地区(一部)※	1	3	弘前市消防団 東目屋地区団第4分団	東目屋ふれあいセンター	県道岩崎西目屋弘前線
葛原地区 ※	128	331	弘前市消防団 岩木西地区団葛原分団	岩木小学校	県道弘前岳鱒ヶ沢線
新岡地区(一部)※	1	3	弘前市消防団 岩木西地区団新岡分団	岩木小学校	市道馬子橋新岡線
宮地地区 ※	190	525	弘前市消防団 岩木西地区団宮地分団	岩木小学校	県道弘前岳鱒ヶ沢線
五代地区(一部)※	8	18	弘前市消防団 岩木西地区団五代分団	岩木小学校	県道弘前岳鱒ヶ沢線
賀田地区(一部)※	27	65	弘前市消防団 岩木東地区団第1分団	岩木小学校	県道関ヶ平五代線
八幡地区 ※	173	429	弘前市消防団 岩木東地区団八幡分団	船沢中学校	県道五所川原岩木線
高屋地区(一部)※	45	111	弘前市消防団 岩木東地区団第1分団	河西体育センター	市道元薬師堂一町田線
横町地区(一部)※	12	28	弘前市消防団 岩木東地区団第1分団	河西体育センター	市道熊嶋土堂線
蒔苗地区(一部)※	11	27	弘前市消防団 船沢地区団第1分団	船沢中学校	県道弘前環状線
独狐地区(一部)※	12	27	弘前市消防団 高杉地区団第2分団	北辰学区高杉ふれあいセ ンター	県道弘前鱒ヶ沢線
土堂地区(一部)※	2	5	弘前市消防団 藤代地区団第9分団	河西体育センター	県道弘前環状線
元薬師堂地区(一部)※	4	9	弘前市消防団 藤代地区団第9分団	河西体育センター	県道弘前環状線

石渡地区（一部）※	2	4	弘前市消防団 藤代地区団第3分団	致遠小学校	市道浜の町船水線
中崎地区 ※	179	426	弘前市消防団 藤代地区団第1分団	致遠小学校	県道弘前柏線
中別所地区（一部）※	15	36	弘前市消防団 船沢地区団第2分団	船沢小学校	県道五所川原岩木線
折笠地区（一部）※	12	26	弘前市消防団 船沢地区団第6分団	船沢小学校	県道五所川原岩木線
宮館地区（一部）※	4	12	弘前市消防団 船沢地区団第4分団	船沢小学校	県道五所川原岩木線
三世寺地区（一部）※	137	335	弘前市消防団 藤代地区団第4,6分団	北辰学区高杉ふれあいセ ンター・北辰中学校	県道前坂藤崎線
高杉地区（一部）※	24	56	弘前市消防団 高杉地区団第1分団	北辰中学校	県道弘前鱈ヶ沢線
前坂地区（一部）※	26	67	弘前市消防団 高杉地区団第5分団	北辰学区高杉ふれあいセ ンター	県道弘前鱈ヶ沢線
大川地区 ※	186	397	弘前市消防団 藤代地区団第7分団	北辰中学校・新和小学校	県道弘前柏線 県道前坂藤崎線
青女子地区 ※	381	945	弘前市消防団 新和地区団第1,6分団	新和中学校・新和小学校 新和地区体育文化交流セ ンター	県道弘前柏線
種市地区（一部）※	24	60	弘前市消防団 新和地区団第2分団	新和中学校	県道弘前柏線
楢木地区（一部）※	40	103	弘前市消防団 裾野地区団第1分団	自得小学校	県道鬼沢種市線
鬼沢地区（一部）※	6	14	弘前市消防団 裾野地区団第2分団	自得小学校	県道弘前鱈ヶ沢線
小友地区（一部）※	22	54	弘前市消防団 新和地区団第3分団	裾野地区体育文化交流セ ンター	県道弘前鱈ヶ沢線
三和地区（一部）※	107	249	弘前市消防団 新和地区団第4分団	裾野地区体育文化交流セ ンター	市道大森三和線
貝沢地区（一部）※	9	21	弘前市消防団 裾野地区団第4分団	裾野地区体育文化交流セ ンター	県道弘前鱈ヶ沢線
大森地区（一部）※	1	2	弘前市消防団 裾野地区団第4分団	裾野地区体育文化交流セ ンター	県道弘前鱈ヶ沢線
十面沢地区（一部）※	8	19	弘前市消防団 裾野地区団第5分団	裾野地区体育文化交流セ ンター	県道弘前鱈ヶ沢線
紙漣沢地区（一部）※	16	42	弘前市消防団 相馬地区団第2分団	相馬総合支所	県道関ヶ平五代線
計	2,636	6,331			

※ 避難世帯数及び避難人口は「平成27年国勢調査」を基に推計したものである。

<鰯ヶ沢町> ※印：融雪型火山泥流が発生すると予想される場合

避難対象地区		避難世帯数	避難人口	誘導を行う者	避難所	主な避難経路
中村地区	長平町	110	239	町会長（役員）	旧建石小学校	長平町森田線 ～ 弘前鰯ヶ沢線
	第二松代	17	25		西海小学校	弘前岳鰯ヶ沢線 ～ 国道101号
	松代町	19	37			
	白沢	34	78			
	一本杉	35	78			
	除木（一部）※	6	14			
	長間瀬（一部）※	7	15			
	浜横沢（一部）※	11	25			
	大宮（一部）※	10	21			
	間木（一部）※	7	15			
	中下（一部）※	15	37			
中村町（一部）※	40	93	旧赤石小学校	弘前岳鰯ヶ沢線 ～ 国道101号 ～ 松代町陸奥赤石停車場線		
				中村公民館	弘前岳鰯ヶ沢線	
舞戸地区 ※	館	115	247	町会長（役員）	鰯ヶ沢中学校	国道101号
	岩谷（一部）	82	163			
	林町	61	123			
	舞戸東町（一部）	72	142			
	宮浜	48	86			
	高森	26	52			弘前岳鰯ヶ沢線
	舞戸本町	33	64			
	新田	185	353			
	坂本一	30	65			
	坂本二	187	423			
鰯ヶ沢地区 ※	七ツ石町	104	193	西海小学校	弘前岳鰯ヶ沢線	
	田中町	60	129			
鳴沢地区 ※	川尻（一部）	12	26	町会長（役員）	旧鳴沢小学校	弘前鰯ヶ沢線
	湯船町（一部）	16	43			
	小屋敷町（一部）	18	50			
	南浮田町（一部）	53	106			
	北浮田町（一部）	24	37			
	保木原（一部）	14	34			
	山田野（一部）	13	32			
	鳴沢駅前	38	91			
計	1,502	3,136				

オ 住民等の避難誘導

弘前市、鱒ヶ沢町は、避難対象地域に対して避難指示（緊急）を発令するとともに、住民等の避難誘導を行い、必要に応じて、避難者の輸送手段を手配する。県は必要に応じ、輸送手段の確保の支援を行う。

警察、消防等は、弘前市、鱒ヶ沢町と協力して住民等の避難誘導にあたる。

弘前市長、鱒ヶ沢町長は、地域に重大な影響を及ぼす噴火等が発生し、又は発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求める。

カ 避難促進施設による避難誘導

避難促進施設は、施設の利用者等に対して、噴火警戒レベルが5に引き上げられたことや避難指示（緊急）が発令されたことを周知する。また、弘前市、鱒ヶ沢町の支援のもと、避難所等まで避難誘導を行う。

弘前市、鱒ヶ沢町は、避難促進施設から避難者の輸送手段確保について依頼があった場合、その調達・確保を行う。

青森県は、避難促進施設の避難に際して、市町村から要請があった場合、受入先の確保・調整や搬送手段の手配などの支援を行う。

3.2 事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま噴火に至った場合の避難対応

○突発的に噴火した場合（噴火警戒レベル1→2又は3）

ア 協議会の構成機関の体制

青森県は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、表3-7のとおり非常体制をとり、情報収集や協議会関係機関との情報共有、住民等への火山情報の周知、合同会議の開催準備等を行う。噴火が発生した位置や噴火の規模など状況がある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。また、必要に応じて、自衛隊への災害派遣要請を行う。

弘前市、鱒ヶ沢町は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、住民等への避難指示、情報提供及び避難誘導等を行う。また、噴火が発生位置や噴火の規模などがある程度判明した際は、状況に応じた防災体制に移行する。

協議会の構成機関は、噴火の規模や噴火現象の影響範囲に関わらず、非常体制（災害対策本部の設置など）をとり、市町村等と連携し、防災対応にあたる。

表3-7 協議会構成機関の体制

青森県	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
弘前市	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）
鱒ヶ沢町	災害対策本部（噴火の規模等が判明した段階で、状況に応じた体制に移行）

イ 情報収集・伝達

①青森県

青森県は、青森県防災ホームページ、防災ヘリ等を活用し、弘前市、鱒ヶ沢町が住民、登山者等に対して行う周知活動について支援する。また、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を集約し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

特に、要救助者の把握のため、住民等からの情報提供、問い合わせを受け付ける連絡窓口を設置し、噴火時に岩木山周辺にいる可能性のある登山者、観光客等の把握に努め、名簿を作成する。なお、窓口の連絡先について、青森県防災ホームページに掲載するほか、テレビ等を通じて広く周知を行う。

②弘前市

弘前市は、火山の噴火情報、緊急退避の実施に関する情報等をホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、速やかに住民、登山者等に周知する。また、火口近くに位置する施設（山頂リフト、岩木スカイライン8合目ターミナル、百沢スキー場）へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。その後、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難勧告等の発令などを伝達する。そのほか、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等

の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口近くに位置する施設（山頂リフト、岩木スカイライン8合目ターミナル、百沢スキー場）の管理者は、弘前市から噴火情報や緊急退避の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、弘前市に報告する。

住民等への周知については、弘前市として以下の内容を周知する。

<住民向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、弘前市役所です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の鳥ノ海火口付近で噴火が発生しました。
火口近くにいる皆様は、至急、近くの建物などに避難してください。
また、常盤野地区に避難指示（緊急）を発令します。
常盤野地区の住民は、至急、岩木B&G海洋センターへ避難してください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の鳥ノ海火口付近で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者・観光客、住民等の皆様は、至急、近くの建物などに避難してください。
常盤野地区に避難指示（緊急）を発令します。常盤野地区の住民は、至急、岩木B&G海洋センターへ避難してください。

③鱒ヶ沢町

鱒ヶ沢町は、火山の噴火情報、緊急退避の実施に関する情報等をホームページ、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、テレビ、ラジオ等、様々な手段を活用し、速やかに住民、登山者等に周知する。また、火口近くに位置する施設（青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパ）へ、噴火警報等の情報伝達を行い、施設利用者等への情報提供や避難誘導、登山者等の情報収集を依頼する。その後、噴火現象の影響が想定される範囲や規制範囲、避難勧告等の発令などを伝達する。そのほか、噴火の規模や火山活動の状況、火口周辺の状況、火山現象及びその影響範囲、住民、登山者等の避難状況、地域の被害状況などの情報を収集し、協議会の構成機関と情報共有を図る。

火口近くに位置する施設（青森スプリング、ロックウッド・ホテル&スパ）の管理者は、鱒ヶ沢町から噴火情報や緊急退避の実施について連絡を受けた場合、施設利用者等に周知し、避難誘導を行うとともに、施設利用者や周辺の登山者等の人数等の把握に努め、鱒ヶ沢町へ報告する。

住民等への周知については、鱒ヶ沢町として以下の内容を周知する。

<住民等向けの防災行政無線等による周知内容>

こちらは、鱒ヶ沢町役場です。
本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の鳥ノ海火口付近で噴火が発生しました。
火口近くにいる皆様は、至急、近くの建物などに避難してください。

<緊急時におけるメールの内容>

本日午前（午後）〇時〇分に岩木山の鳥ノ海火口付近で噴火が発生しました。
火口近くにいる登山者・観光客、住民等の皆様は、至急、近くの建物などに避難してください。

④その他機関

警察、消防、自衛隊は、要救助者の情報を把握した場合、青森県、弘前市、鱒ヶ沢町と情報を共有するとともに、合同会議の開催や救助活動に備える。

ウ 登山道規制

登山道規制の実施については、噴火警戒レベル2又は3の対応を参照。

エ 登山者等の緊急退避とその後の避難誘導

弘前市、鱒ヶ沢町は、火口近くに位置する施設の職員等と連携し、登山者等に対して緊急退避を呼びかけるとともに、緊急退避後の避難誘導にあたる。その際の避難は、徒歩や自家用車等を行うことを基本とするが、移動手段のない人のために、バスやタクシー等の交通手段の確保に努める。

青森県は、移動手段のない人のための交通手段の確保の支援を行う。

警察、消防、自衛隊は、弘前市、鱒ヶ沢町、道路管理者等と協力し、交通整理・誘導、立入制限等を行い、登山者等の緊急退避後の避難誘導にあたる。

観光関係団体・観光関係事業者など火口付近で活動している機関・団体は、自らの安全を確保し、登山者等に対して、緊急退避の呼びかけや緊急退避の誘導を行う。

協議会の構成機関は、弘前市、鱒ヶ沢町が行う登山者等の緊急退避後の避難誘導、交通手段の確保等について、必要に応じて支援する。

オ 避難所の開設等

緊急退避を行った登山者や観光客等への退避場所として以下の避難所を開設する。

<弘前市>

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
岩木中央公民館	賀田1丁目18-3	0172-82-3214	979	489人
岩木文化センター	賀田1丁目18-4	0172-82-3214	624	312人

<鱒ヶ沢町>

避難所名	所在地	連絡先	面積(m ²)	収容人数(人)
鱒ヶ沢中学校第2体育館	舞戸町字鳴戸390	0173-72-2111	2,200	600
勤労者体育センター	舞戸町字小夜151	0173-72-2111	945	500

3.3 広域避難

(1) 広域避難の判断・実施

弘前市、鱒ヶ沢町は、火山現象の影響範囲によって、同市町内で、安全な地域における避難所等の確保や避難者の収容が困難と判断した場合、あらかじめ定められた広域避難の体制に基づいて避難を実施する。その際、協議会において、情報共有し対応の確認を行うとともに、火山の活動状況によって体制に変更が生じる場合には、その協議を行う。また、青森県は、避難先市町村と連絡をとり、避難者の受入れを要請するとともに、避難者の受入体制について協議する。

なお、すでに開設・運営されている避難所等や避難対象地域の住民等に対して、避難先となる市町村へ広域避難を行うことを周知する。

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町、警察等は、広域避難の実施が決定された場合、必要に応じて、避難経路での通行規制等を実施するとともに、避難誘導の対応にあたる。

(2) 避難手段の確保

弘前市、鱒ヶ沢町は、広域避難の実施が決定した場合、速やかに対象となる避難者数を把握し、青森県等と共有する。また、青森県等が確保できる輸送手段や広域避難先の避難所とも併せて、避難対象地域を割り当てる。

青森県は、弘前市、鱒ヶ沢町から収集した避難者数等の情報をもとに、災害時応援協定などを活用して、輸送機関に要請し、バス等の輸送手段を確保する。必要に応じて、協議会構成機関等に対して、支援を要請する。

協議会構成機関は、青森県等からの要請を踏まえ、避難者の輸送を支援する。

(3) 避難先の受入準備

青森県は、避難先市町村等と避難者受入れの確認とともに、避難所等の割り当てなどの調整を行う。

弘前市、鱒ヶ沢町は、広域避難の対象となる避難者数、要配慮者数などの情報を、青森県や避難先市町村等と共有し、避難対象地域ごとに避難所等を割り当てる。また、避難所等の開設・運営（人員派遣や物資供給等）について、避難先市町村と協議する。

青森県は、広域避難に関する対応状況や避難者情報を集約・整理する。

3.4 救助活動

(1) 救助活動の体制

ア 合同調整所（現地合同指揮所）等の設置等

警察、消防、自衛隊は、救助活動を円滑に行うために、現場活動での一体性、効率性、安全性等を考慮し、合同調整所（現地合同指揮所）等を設置するなど体制を整える。

イ 救助活動への支援体制

救助活動の対象範囲の検討・確認や活動実施の際には、警察、消防、自衛隊に加え、必

要に応じて、火山専門家、山岳ガイド等が技術的な支援を行う。

救助活動を円滑かつ安全に行うために、青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、平素から登山ルートや山小屋等の施設の所在など火山や火山地域に詳しい者の把握に努める。

ウ 活動基準の設定

警察、消防、自衛隊は、噴火時等において、二次災害を防止し、円滑に救助活動を行うため、火山活動の状況や降雨の状況などによる活動基準を設定する。噴火時等における救助活動の可否の判断は、速やかに各部隊へ周知するとともに、判断に結びつく情報を入手した場合には、現場の合同調整所（現地合同指揮所）等から災害対策本部等に速やかに報告する。

気象庁、火山専門家、地方整備局等は、監視・観測データなどから、火山活動の見込みや土砂災害の危険性などによる活動基準の設定について助言を行う。

活動基準を設定する際に考慮すべき事項として、以下の例などがある。

○活動基準を設定する際に考慮すべき事項例

- 火山性地震や火山性微動の発生状況
- 地殻変動の状況
- 火山ガス濃度
- 火山灰、噴石の飛散状況
- 火砕流、溶岩流の発生状況
- 気象状況
- 救助部隊員等が目視確認した噴火の状況等

また、活動基準の一例として、御嶽山の活動基準を表3-8に示す。

表3-8 御嶽山における天候や火山の状態による活動基準（参考）

活動基準の種類	内容
火山性微動、火山性地震等による活動中止判断の基準	気象庁や火山専門家が観測データを確認し、火山活動に異常が認められれば、その情報をもとに災害対策本部等が救助活動の中止を判断する。
降雨時の活動の再開基準	降雨停止後3時間以上が経過し、ヘリコプターによる上空からの調査を行い、ヘリコプター調査の結果を基に先遣調査隊を派遣し安全に活動できるかを確認する。 更に捜索活動を安全に実施できると判断した時点から7時間先まで降雨の見通しがないことを確認する。
火山性ガスによる活動中止判断の基準	硫化水素（H ₂ S）：10ppm 二酸化硫黄（SO ₂ ）：2ppm

[御嶽山噴火災害を踏まえた山岳救助活動の高度化等検討会報告書より]

工 救助活動の範囲

警察、消防、自衛隊は、気象庁、火山専門家、地方整備局等から、監視・観測データなどから予想される火山現象の影響範囲、気象状況の見込み、土砂災害の危険範囲などについての情報提供、助言などを踏まえ、活動が可能な範囲を検討する。

オ 活動部隊の退避等が可能な場所の設定

警察、消防、自衛隊は、救助活動中に、異常現象が発生した場合や噴火した場合、一時的に、活動範囲から直ちに退避できる場所を設定する。また、天候の悪化等で活動を一時中断する場合、活動範囲から、救助活動を行う全員が直ちに避難できる避難所等を設定する。その際、救助活動を行う全員を収容するためにも、複数の避難所等を設定する。近くに避難できる避難所等がない場合は、車両による移動も検討する。

警察、消防、自衛隊は、退避もしくは避難後、速やかに避難等が完了したことを確認し、青森県災害対策本部に報告する。

(2) 住民等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町、警察等は、避難所等で作成された避難者名簿等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 搜索・救助活動

警察、消防、自衛隊は、共有された避難者情報をもとに、避難対象地域における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、搜索及び救助活動を行う。救助にあたっては、安全監視員を配置するなど、救助活動の安全管理や二次災害の防止に努める。

(3) 登山者等の救助活動

ア 要救助者情報の把握

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町、警察等は、登山届等と火口近くに位置する施設等における緊急退避状況、下山した者からの情報、設置した連絡窓口への情報等を照合することにより、要救助者の情報集約・整理を行い、協議会の構成機関と情報を共有する。

イ 搜索・救助活動

警察、消防、自衛隊等救助に関わる機関は、共有された要救助者情報をもとに、活動範囲における救出ルートや安全に退避できる場所を確認し、搜索及び救助活動を行う。救助にあたっては、安全監視員を配置するなど、救助活動の安全管理や二次災害の防止に努める。

(4) 医療活動

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、負傷者が発生した場合、公的医療機関において医療活動を行うほか、民間医療機関に対して、受入等の協力を求めるものとする。使用が想定される医療機関は、表3-9のとおり。必要に応じて、速やかに災害派遣医療チーム（DMA T）等の派遣について要請する。

表3-9 使用が想定される医療機関一覧 (表2-10 再掲)

病院名	所在地	電話番号	備考
弘前大学医学部附属病院	弘前市本町 53	0172-33-5111	高度救命救急センター設置
弘前市立病院	弘前市大町 3-8-1	0172-34-3211	
つがる西北五広域連合 つがる総合病院	五所川原市字岩木町 12-3	0173-35-3111	
黒石病院	黒石市北美町 1 丁目 70	0172-52-2121	
青森県立中央病院	青森市東造道 2 丁目 1-1	017-726-8315	救命救急センター設置
八戸市立市民病院	八戸市大字田向字毘沙門平 1	0178-31-5005	救命救急センター設置 (広範囲熱傷集中治療室)

3.5 災害対策基本法に基づく警戒区域

弘前市、鱒ヶ沢町は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、警戒区域の設定を行う。

また、すでに開設されている避難所等や住民、登山者等に対して、警戒区域を設定することを周知する。

なお、警戒区域の範囲については、気象庁、火山専門家等の助言も踏まえ、合同会議等で協議し設定する。

青森県は、火山災害において、人の生命又は身体への危険を防止するために、特に必要があると認めるとき、弘前市、鱒ヶ沢町に対して、警戒区域の設定について助言を行う。

気象庁、火山専門家等は、弘前市、鱒ヶ沢町が警戒区域を設定する際に、助言を行う。

協議会の構成機関は、警戒区域の範囲について協議を行う。

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町、警察等は、警戒区域の設定に伴う通行規制等の実施や規制箇所の設置などを行う。

3.6 報道機関への対応

協議会の事務局である青森県は、報道機関への情報提供にあたっては窓口として情報を一元化し、協議会（または合同会議）で協議した対応方針や防災対応の状況について整理した情報を発信するとともに、観光関係団体・観光関係事業者等と共有する。また、必要に応じて、気象庁等の関係機関と合同で記者会見を行う。合同記者会見を実施するにあたっては、報道機関へ会見時間等を事前に周知する。

青森県は、合同記者会見では、火山地域全体の防災対応の状況、弘前市、鱒ヶ沢町は住民、登山者等の避難や避難所等の状況等の防災対応、気象庁は噴火警報や火山の活動状況、火山専門家は専門的知見から火山の活動状況の解説など、役割に応じて対応する。

なお、誤った情報や整合性のとれていない情報は、避難等の対応に混乱を生じさせ、さらには、地域産業への経済的被害を及ぼす可能性もあるため、報道機関への情報提供や報道機関を通じての周知については十分に注意する。

協議会の事務局である青森県は、報道機関からの取材や問い合わせに対しても適時対応するとともに、協議会の構成機関と情報を共有する。弘前市、鱒ヶ沢町は、協議会または合同会議としての体制が整うまでの間や、地域住民等へのきめ細かな対応等に関する情報を発信する場合に備えて、市町村としても報道機関対応の窓口を検討する。

4 緊急フェーズ後の対応

4.1 土砂災害への対応

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町及び関係機関は、火山灰の堆積による土石流等の発生に備え、降灰や降雨の実績等の情報を収集し、情報共有を図るとともに、予め必要な体制を構築する。

また、国（国土交通省）は、降灰状況に応じて土砂災害防止法に基づく緊急調査（概況調査、降灰量調査等）を実施し、土砂災害緊急情報を青森県、弘前市、鱒ヶ沢町に通知する。

弘前市、鱒ヶ沢町は、土石流等の発生が予想される場合は、必要に応じて青森県に助言を求めながら、立入規制実施や避難勧告等の発令を行う。

青森県は、必要に応じて有識者等から学術的助言を受け、弘前市、鱒ヶ沢町に対して、立入規制の実施や避難勧告等の発令について助言する。

4.2 避難の長期化に備えた対策

弘前市、鱒ヶ沢町は、火山活動の状況や防災対応の実施状況などについて、適宜、避難者に伝達する。避難所等においては、避難所等の運営体制の構築を支援し、プライバシーや衛生面の確保など運営上の課題を早期解決する。また、保健師や福祉ボランティアなどを活用し、避難所等の巡回相談などを実施する。旅館・ホテル、その他公共施設等の協力を得て、長期の避難生活における避難者の心理的負担を解決するための避難所の確保などの対応にあたる。さらに、応急仮設住宅の建設や公営住宅への入居などの対応を進める。

青森県は、火山活動の状況や防災対応の状況など、市町村と協力し情報を正確に避難者に伝達する。また、保健師や福祉ボランティアの確保において、広域的な応援体制を確保する。

4.3 風評被害対策

協議会の構成機関は、協議会等として報道機関に対し、最新の火山活動、影響範囲、噴火時等のリスク、登山者等の安全対策、民間事業者の営業状況等についての正確な情報提供に努める。

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、噴火活動の沈静後、協議会等の協議を踏まえて、協議会の構成機関と連携し、地域の安全宣言を発表するなどして積極的な観光 PR 活動を行うなど、地域のダメージを軽減するよう努める。

4.4 避難勧告等解除、一時立入等の対応

(1) 避難勧告等の解除について

弘前市、鱒ヶ沢町は、避難勧告等の解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。避難勧告等の解除にあたって、避難対象地域の地区単位で、帰宅の手順や経路などを定めた帰宅計画を作成する。また、避難勧告等を解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用して住民等に周知し、帰宅に先立ち、帰宅計画等をもとに住民等を対象とした説明会等を開催する。

青森県は、弘前市、鱒ヶ沢町と避難勧告等の解除に向けて協議・調整を行う。また、弘前市、鱒ヶ沢町が行う避難勧告等の解除についての住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家、地方整備局等は、火山の活動状況等から、避難勧告等の解除について助言を行う。

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町、警察等は、避難勧告等の解除に先立ち、避難勧告等の区域内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、避難勧告等解除に合わせ、必要な通行規制の解除等を行う。

(2) 規制範囲の縮小又は解除

弘前市、鱒ヶ沢町は、規制範囲の縮小又は解除を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議する。また、規制範囲を縮小または解除することをホームページ、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオ等を活用し住民等に周知する。

青森県は、弘前市、鱒ヶ沢町が行う規制範囲の縮小又は解除について協議・調整を行うとともに、住民等への周知活動を支援する。

気象庁、火山専門家等は、火山の活動状況等から、規制範囲の縮小又は解除について、弘前市、鱒ヶ沢町、青森県に助言を行う。なお、迅速で適切な規制範囲の縮小について助言するには、規制範囲内の観測機器の復旧と現地調査が必要であり、青森県及び弘前市、鱒ヶ沢町等はその活動を支援する。

警察、道路管理者等は、規制範囲の縮小又は解除に先立ち、規制範囲内の道路状況や交通に支障がないか、二次災害防止対策等の安全確認を行い、規制範囲の縮小又は解除に合わせ、必要な通行規制の解除や、新たな規制箇所での通行規制等を行う。

(3) 一時立入について

弘前市、鱒ヶ沢町は、火山が小康状態になった場合、対象範囲を決めて一時立入の実施を判断・決定するにあたり、協議会等において、気象庁、火山専門家等の助言を踏まえ、関係機関と協議し、緊急時における避難・退去の基準や立入可能な範囲、立入時間などを設定し、一時立入を実施する。一時立入を実施する際には、一時立入を希望する住民等を募集し、一時立入者名簿を作成する。作成した名簿は、警察、消防、道路管理者等と共有する。また、一時立入者と常に連絡が取れるよう、携帯電話やトランシーバーなどを活用し、緊急時において、避難や退去の指示を確実に伝達する体制をとる。

青森県は、弘前市、鱒ヶ沢町と一時立入の実施に向けて協議・調整を行う。

気象庁、火山専門家等は、火山活動の状況等から、一時立入の可能な範囲や立入時間について、青森県、弘前市、鱒ヶ沢町に助言を行う。また、一時立入を実施するにあたっては、これに先立ち、気象庁、火山専門家等は、避難対象地域や警戒区域に立入り、現地調査を行う。

警察、道路管理者等は、一時立入の実施に先立ち、立入可能な範囲の道路状況等について安全確認を行うとともに、弘前市、鱒ヶ沢町が作成した一時立入者名簿を活用し、規制箇所等で、一時立入者の入退去の確認を行う。

5 平常時からの防災啓発と訓練

5.1 防災啓発と学校での防災教育

(1) 住民・登山者等への防災啓発

弘前市、鱒ヶ沢町は、住民・登山者等への啓発方法について協議会で協議する。火山防災マップや火山防災パンフレットを作成・配布や、気象庁と協力し、マップ等の説明会や防災講演会などを開催し、住民・登山者等の防災意識の向上を図る。

青森県は、弘前市、鱒ヶ沢町が作成する火山防災マップや火山防災パンフレットについて、助言・監修を行うとともに、配布や説明会等の支援を行う。

避難促進施設は、弘前市、鱒ヶ沢町が作成した火山防災マップや火山防災パンフレットなどを活用し、登山者等への防災啓発を行う。

協議会の構成機関は、登山届等の提出について促進する。

(2) 学校での防災教育

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、協議会の構成機関と連携し、出前講座の実施、副読本や火山防災マップ・ハンドブックの作成等で、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。教育委員会とも連携し、教職員に対する火山防災の研修を行う。また、授業の一環として、児童・生徒を対象とした火山防災等をテーマにした防災教育プログラムを導入する。

協議会の構成機関は、青森県、弘前市、鱒ヶ沢町と協力し、出前講座の実施、副読本や火山防災マップ・ハンドブックの作成等で、学校における防災教育や啓発用の教材作成を支援する。

5.2 防災訓練

青森県、弘前市、鱒ヶ沢町は、協議会構成機関と連携し、噴火時等を想定した防災訓練を行う。訓練には避難に関わる住民、登山者、自主防災組織、避難促進施設、関係事業者等にも参加を呼びかける。広域避難の場合を想定して、避難先の市町村にも参加の協力を求める。

協議会の構成機関による合同防災訓練については、協議会等において、訓練方法等を協議し実施する。

気象庁は、特に訓練の想定条件となる噴火規模や噴火シナリオ等について助言を行う。